

に対する答弁あるいは二十三日のこの委員会における答弁を聞いておりますと、どうもはつきりしないのであります。つまり、枠の拡大というのは、せねばならぬときが来ればこれは考えねばならぬ、こういう問題が一つある。それから、来年の三月まではこのままで行く、こういうことでありますし、三月以後については枠の拡大についてこれまでの経過を考えながら考えねばならない、字のとおり読むと私は大臣の答弁をこういうふうに理解をする。ただし、関係団体、農民のこの問題についての強い反対の意思があるのでその方向に向かって努力する、こういうふうに私は読んでおるわけですが、このオレンジと牛肉の自由化と枠の拡大について、いま一度大臣の方から正確な御答弁をひとついただきたいと思うのです。

○金子国務大臣 私が申し上げておるのは、牛肉、オレンジについては、自由化はもちろんのこと、枠の拡大についても、私はそれはいまの日本橋を考えた場合、柑橘は生産過剩でありますので、国内の生産者と競合する、いわゆる柑橘農家に損失を与えるような輸入枠の拡大はこの際お断りしたい。一方的にアメリカの都合でこの枠を広げなさいと言つてきても、私はそれはいまの日本橋農家を見るところ、拡大に応ずるわけにはいかない、こういう考え方でおるわけです。

牛肉においても同じことでございまして、いま約十三万トンの輸入枠があります。これは、実際肉の生産が落ちるとか、あるいは肉の需要が急激に起るとか、そういう関係で肉が足りないという場合は、当然国民に御迷惑をかけないようある程度の枠を広げて肉を輸入しなければならないかもしれませんけれども、国内の肉の生産はどんどんふえるし、いわゆる消費量と生産性が高まつておるものを見つけています。

といままでの枠で約十三万トンですね。大体いつぱいいっぱいではないかな。これをアメリカの要求だけ聞いて枠を拡大するということは、国内のいわゆる畜産業者に迷惑をかける、それは困る、私は断る、こういうことを言つておるわけでござ

ります。

○田中(恒)委員 そうすると、後でいろいろお尋ねをしたいと思つておつたんです、この枠の拡大については、わが国の国内の需給事情を十分に勘案をしながら、今までのように足らない場合に入れるを得ないかも知れないが、そうでない場合は枠の拡大はやらない、こういうふうに理解してよろしいですか。

○佐野(宏)政府委員 枠の拡大の問題につきましては、拡大といいますか、枠をどうするかという問題につきましては、私どもいたしましては、それぞれの商品との需給事情をよく調べた上で、当委員会の御決議の趣旨を体して決めるべきものであるというふうに考えております。

○田中(恒)委員 いま佐野さんは、当委員会の決議に基づいてとすることであります、大臣は、当委員会が農産物自由化反対に関する決議といふものを採択をいたしておりますが、この決議は、自由化と枠拡大についてどういうふうに受けとめていらっしゃいますか。

○佐野(宏)政府委員 自由化とか枠の拡大の問題について、これに軽々に応ずるようなことがあつてはわが国の農業に重大な事態を招来しかねないので、政府としては、かりそめにも国内の農業者に犠牲を強いるような対処をしてはならないということを意味しておるものであるというふうに認識をいたしております。

○田中(恒)委員 これは佐野さんに聞いた方がいいんだろうが、十二月の日米の小委員会で、アメリカ側は農産物、特にオレンジ、牛肉の自由化の問題については、実質的進展が見られる、こういう状況ができる限り交渉には応じない、こういう意向の表明があつて、それから今日までなかなか事態が進展をしていないというのが現状だらうと思うのです。そこで、この実質的進展というものは、これはアメリカ側が求める内容もあるし、われわれがアメリカに求める内容もあるでしょ。しかし、この交渉の衝に当たられた佐野局長は、この実質的進展という内容を、アメリカ側が

わが国に求めておる内容を一体どういうふうに理解をしておられますか。

○佐野(宏)政府委員 先生御指摘の実質的進展云々というアメリカ側の言い回し方は、昨年の十二月に開かれました日米貿易小委員会の席上、農務省のダグラスが行つた発言でございますが、これは、私どもは前後の文脈から見ますと、昨年の十月ホノルル協議の際、アメリカがとりました一九八四年四月一日にIQを撤廃すべしという当時の立場にやや弾力性があることを示唆する用語としてアメリカ側が用いたのであるというふうに解されるわけでございます。したがいまして、前後の文脈から見れば、アメリカ側としては、一九八四年四月一日に即刻自由化ということが一番いんだけれども、日本がなかなかそうはいきそうもないという事情もわからないでもないので、かわりに自由化のめぐらしさは示してもらえないかな、それがればアメリカ側としては実質的進展が見込めるということで協議を再開してもいいんだがな、そういう信号を送るために用いた用語であらうというふうに認識をいたしております。

○田中(恒)委員 アメリカも、五年先とか三年先に自由化をする、それまでのプログラムを示してくれれば交渉に応じる、具体的にはそういうことだらうと思いますが、また、そのことは国内で、たとえば経済同友会がことしの年頭所感で、五年先に農産物、サービス部門の自由化をやる、そのため必要な農政を開拓すべきである、こういう意見も出しておりまして、そういう意味では国内の一部にもそういう動きがあることを承知しておりますが、しかし、全体として自由化を認めない、これは非常にはつきりしておると思うのですよ。だから、自由化の時期をいつだ、こういうことはもちろん言えないと思います。

私は、やはりその次の段階に出てくるのは、この枠の大幅な拡大というものでアメリカもわが国がアメリカに求める内容もあるし、われわれがアメリカに求める内容もあるでしょ。しかし、この交渉の衝に当たられた佐野局長は、やはりその次の段階に出てくるのは、この枠の大幅な拡大についての考え方といふものが、あなたのところは専門だからいままで何があるわけでしょう。これは経済局でなければ、オレンジであれば農蚕園芸局、牛肉なら畜産局、何かあるわけでしょう。そういうものがなくして、今まで目安でこれだけだ、これだけだといふことでやつてきただけですか。輸入枠の拡大の問題はそういう処理をしてきたのですか。そこのところは、経済局でなければ、牛肉とオレンジについて担当の部局で。

○石川(弘)政府委員 東京ラウンドの際に輸入の枠を決定しました考え方としましては、先ほど経

済局長から申し上げましたように、国内の生産の状況をある程度見通しまして、それが全体の需給の中での程度の比重をかけるだらうかというようなことを勘案しまして、国内の安定的な牛丼に影響させず、かつ、国民に安定的な牛丼を供給するといふ、その量のバランスを考えて決定したものです。

○田中(恒)委員 農林水産省は、これほど農産物の輸入の問題といふものは日本の農業なり食糧政策の中に大きな比重を占めておるわけですが、年とともに輸入量がふえてきておるわけですが、このふやし方について一定の整理された物の考え方といふものはないわけですか。いまのお話では、生産状況、需要状況、こういふもので一年なり三年なり、そういうものの枠をばつぱとその都度数えてきたということですか。このIQの輸入枠をふやす場合――減らす場合はほとんどないと思うが、そういう場合に判断の基準となるべき問題はないのですか。

○佐野(宏)政府委員 IQと申しましてもいろいろな種類がございまして、牛肉のように、たとえば牛肉を安定価格帯の中におさめるためなどの程度の事業団の放出量が必要であるかという、したがいまして、その事業団の放出量 자체が一定の価格安定帯とリンクされておるような物資、それからそれ以外に、たとえば先般話題になりました六品目のように特定の価格帯とリンクしておらない物資、それからもう一つは、貿易相手国との関係から見ますと、何も外国との間の取り決めがなくして全く日本が自由に決められる物資と、それから東京ラウンドの合意のように、外国との間の取り決めがあつてそれを尊重していくことが一つの要件として加わつておる物資と、いろいろなものがございます。

まず、原則的には、私どもは国内の需要の動向と国内の生産の動向を見て、そのギャップの分を輸入するというのが原則的な考え方でございまして、こういうやり方で処理しております場合は、しばしば枠の拡大ではなくて枠の縮小という

ことも起つておるわけでございまして、雑豆などについては從来ときどきそういうことが起つておるのは御高承のとおりでございます。

専門でございますが、価格安定帯の中でおさめるために幾ら放出するかということですね。

それから、東京ラウンド合意のあるような、外國と取り決めをする場合に、どういう考え方でやるかということでございますが、これは、元来、日本側が勝手に決めておりますIQの場合とベースになる考え方とはさして違うわけでもございませんが、ただ、貿易上の相手国としては、それはいつ

ても全く見当がつかないということでは非常に不安があるので、そこはある種の保証を得ておきたいたいことが國際的な取り決めをつくるに当たつての輸出国側の関心事でござりますから、そういう輸出国側の関心事を、国内の農業事情と両立し得る範囲でこれにこたえていくという考え方で従来の取り決めはつくつておるわけでございま

す。

○田中(恒)委員 私は、前もこの問題はちょっとあれしたのですけれども、大体わかることは、國內の需給事情に照らして過不足を調整していく、

この観点はわかります。しかし、それだけではない要素がこれまでの輸入枠の問題には私はあつたように思います。ですから、私は、これは農政の非常に大きな分野だと思うのですよ。ともかく、これだけたくさんな外国食糧を入れておる。この入れ方についてきちんととした一つの物差しを考えなければいかぬのじやないか、こういうふうに思います。いま佐野局長がおつしやつたよ

うに思ひます。いま佐野局長がおつしやつたよ

うに、それぞれ品目別に性格も違うし、法律制度上の相違もございましょう。ございましょうが、基本的に、外國の食糧を入れる場合にわが国が対応すべき幾つかの基準というものがあつてしかるべきだと思ひます。これだけ大問題が起きておるのであります。どうもその辺がすつきりしないものだから非常に不安をつのらしておると思う。

これはぜひ官房長、あなたのところでまとめ

て、何かそういうことについての農林水産省としての考え方をお示しいただきたいと思うのですが、どうです。

○角道政府委員 お答え申し上げます。

個別の品目につきましては、先ほど来經濟局長あるいは畜産局長が御答弁申し上げておるようないいことを思ひます。原則的には、私ども、農産物輸入につきましては、やはり国内での生産性をま

ず高めながら、国内でできるものはできるだけ国内で生産をしていく。そして、需要から見まして不足のものについては、やはり国内の食生活の安定という観点から輸入をせざるを得ないということもござります。

ただ、年々の需給事情につきましては、農業そのものがやはり天候等の自然条件によりまして非常に需給事情も変動してくるということもござりますので、いまのIQ制度そのものが、毎年毎年検討していくかと思います。原則的に

は、いま申し上げたようなことでござります。

○田中(恒)委員 それでは、個別でちょっとお聞きしますが、園芸局長、オレンジの輸入の問題について、国内の温州ミカンや中晩柑などとの関係になるわけですが、これはどうですか。輸入の枠をふやすというような状況にありますか。この二、三年來の需給状況ですね。

○小島(和)政府委員 オレンジの輸入の問題につきましては、牛丼の場合と多少趣を異にいたしておりまして、牛丼の場合は需給上どうしても輸入の必要があるという分があるわけでござります。

果物に関して申し上げますならば、ここ数年、果物全体として見ましても消費は停滞の状況でございまして、需給上ある程度の外國産柑橘の輸入が必要であるという事態は、私ども思つております。東京ラウンドの合意は、むしろ完全自由化

または季節自由化をしてくれというアメリカ側の強い要求に対しまして、それを阻むためのやむを得ざる輸入、こういう性格を持つておるわけでござります。

ただ、先ほど經濟局長からお話をありましたように、仮に輸入をするにいたしましても、国内産の果実に与える影響というものを極力少なくする、こういう観点に立ちまして、季節枠の設定などを通じまして、国内産柑橘の出回り時期というものはできるだけ競合を避けることにいたしております。現実の姿、昨年の輸入状況を見ましても、これは沖縄を含めまして約八万トン強の輸入がござりますけれども、そのうち約六割は六月から八月までの、国内産柑橘がほとんどの時期に輸入をされておるわけでござります。したがつて、八万トンのうち約五万トンくらいのものは六一八月に入つておる。残りの三万トンくらいのものは残りの九ヶ月で入つておるわけござります。月平均いたしますと三千トン強、うち国内産のミカンの出回り時期に入つておりますオレンジの量は、月にいたしますと二千トン前後、こういう数量でござりますから、もちろん二千トン分の袋が満たされてしまつておらず、おつしやればそのとおりでござりますが、市況の実勢として、そのものが国内産の柑橘により圧迫を加えおる、こういう事態はないよう私は考へております。したがつて、そういう輸入の仕組みを通じまして、できるだけ国内産の柑橘、特にまだいま過剰で困つておりますのは温州ミカンでござりますから、温州ミカンとの実質的な競合といふものはほとんどないような状況で運用されているということを御理解いただきたいと思いま

てとか、五十三年から五十四年にかけてのよう前に、前年の生産を下回るというような事情もござります。したがいまして、総体としては足らないということと、もう一つ、そういう時期的に上がり下がりがあるというようなことを頭に置きまして、その差を極力安定的に輸入するというのが基本的な考え方でございます。

そういうことから、御承知のように輸入も単に枠の設定ということだけではございませんで、現実の実行面ではたとえば足らなかつた五十四年あるいは五十五年というようなときは量もかなりふやしまますが、逆に国内生産が伸びました五十六年は前年度を下回るような枠を設定して抑えるというようなことも繰り返しながら、全体として言いますと、いま大体国内生産が七、それから輸入が三というようなバランスの中で、価格安定帯の中で極力安定的に供給するというようにやっておるわけでございます。

○田中(恒)委員 いま果実と牛肉について担当の局長さんの方から需給状況を御説明ありましたが、小島さんの方、私は大分甘いと思うんだな、影響ないなんて。影響ないことがありますか。影響あるから、この十数年来、果実の価格というのはほとんど変化してない。

特に温州ミカンの場合ですね。特にことは三百万トンから三百十万トン、大体二百六十万トン内外、八十万トンまでですよ。ことしの場合は恐らく四十万トンから五十万トンくらい余る、こういう状況になつておるんですね。さつき減産、生産転換のお話はなかつたが、そういう状況であるから、オレンジの輸入なんかというのは、需給状況から見たら全然これは余地なし、こういうことだと思いますよ。季節枠で幾ら幾らと言われたけれども、いまの果実の冷蔵の施設の状況から見て、季節枠というものがないとあるときとでそれほど大きな変化はなくなりつつありますよ。ますます技術は開発せられておりますしね。だから、果実についてはいまのところない、これははつきりしておるんじゃないですか。

牛の場合は、確かに若干の需給上のアンバランスがあるようです。しかし、農林水産省の長期見通しを見たつて、こういうように冷え切つてくると大体二%か三%内外ではなかろうか。生産の方も大体その程度だから、国内でほぼ賄える、こういう状況のようにわれわれは思います。

ですから、需給事情という限りにおいては、このオレンジと牛の自由化の問題は、私は全然その余地はない、こういうふうに理解をいたしておられます。これは、農林水産大臣、そういうふうに私は理解して指摘をしておるわけですが、大臣は、このことについて、そうだ、こういうふうにお考へになつていらっしゃるわけでしよう。

○金子国務大臣 私の方の事務局の説明と田中先生とは、大変見解が違つておるようでございません。私自身も、事務的に説明を受ける場合に、全く数字をずっと並べてきまして、こんなものかなと、いままでの考え方を改めざるを得ないような内容になつておるわけですよ。したがつて、いま枠の拡大のお話があつたわけでございますが、ミカンにおいては、仮にこれも二〇%を減反しておるような状態です。これに競合して国内の柑橘業者に打撃を与えるようなことはやれない。したがつて、要らないものを輸入して、あるいは持ち越して、冷蔵庫の中にはうり込んで味を落として、買い物もおらぬような、そういうことはやるべきではない。

肉でも同じですね。必要なものは自給度を見てやはり最小限度輸入して、食糧の供給でいわゆる国民に不安を与えないようにしなければならぬけれども、無理やり向こうから押しつけられ、それを買わされて、そして冷蔵庫に入れて持ち越すようなことはすべきではない、こういう基本的な考え方でこのいわゆる農産物の輸入については取り組んでいくべきだという基本的な私の考え方でございます。

○田中(恒)委員 私と事務当局との間に大分差がありますか。私は少し甘いということは言いましたけれどもね。しかし、牛肉とオレンジについて

は、需給事情から見る限り輸入の余地はない、そういうふうにいま申し上げたわけです。大臣は大分違うと言わたが、どこが違うのですか。

○小島(和)政府委員 柑橘類につきまして、国産の需給事情からぜひ輸入の必要があるというふうな考えは私ども持っておりますが、ただいまの国産の需給事情からすれば、ただの一トンも輸入をふやしくないという意味におきましては、田中委員思いを同じくいたしておるわけでござります。需給事情の実勢から言えば、まさにそういうことでござります。

東京ラウンドで増枠をしておることと国内の需給環境をどのように理解をするのかということでお考へになれば、先ほどお答え申し上げたような経緯で、また、現実の運用も先ほど申し上げたよ生が引用なさいました長期見通しの線では、需要素も増大をする、それから国内生産も増大をすなつておるわけでございます。

○石川(弘)政府委員 牛肉で申し上げますと、先が引用なさいました長期見通しの線では、需要素も増大をする、それから国内生産も増大をすなつておるわけでございます。

ただ、これは先ほど申しましたように、需給事情というのは、長く見通すことも大切であるとともに、ある程度近い時期の現実的な姿で判断すべきものでござりますから、具体的な輸入枠の決定、あるいはそれに対する交渉といふものは、そぞういう比較的短期の時点を見ながら、そのときどきにおいて適正に決めるべきものと考えております。

この問題について、今回のオレンジと牛肉の自由化の問題について見ると、国内的に本来の需給事情を中心とした輸入をしなければいけない根拠はほとんどない。しかし、日米関係、非常に大きな両国の関係、こういうものがかぶさつてきており、ここに実は当初からの大きな不安があるわけなんです。しかしながら、日曾根総理がアメリカへ行かれて、専門家会議で頭を冷やしてやつて、こう、こういう提案をせられたということであります。この専門家会議でやるということは、私の理解では、きわめて技術的には科学的に客観的な情勢についてそこで話をしてまとめて、こう、こういうことだとあります。だから、そういう意味においては結構なことだと思つておりますが、果たして専門家会議でこの問題が処理されていくのかどうか。日本政府は、農林大臣も

いう決心がつきかねたわけでございます。枠拡大をするという決心がつきかねるという物質について、輸出国側の関心に何か多少なりとも前向きに反応する余地がないものであろうかということを考えてみまして、その場合に、従来の経緯から言えば、需給事情によつて枠が縮小した場合もあるわけでございます。したがいまして、そこにある種の保証を与えるということは、対日市場へのアクセスについてアメリカ側に安心感を与えるという意味で、アメリカ側に多少は肯定的に評価されると可能性があるのではないかというふうに考えまして、そういう措置をとることにしたものでございます。

○田中(恒)委員 輸入の枠の拡大の問題をめぐつて、幾つかちょっと心配しておる点についてこの委員会で議論をさせていただきましたが、要約すると、輸入については国内の農業に影響を与えるような範囲で需給の事情を見ながらやつていくということであるけれども、ただし相手があることであるから、相手国との国際関係、友好ですね、そんなものを考えて何かつけ足すようなものがちらばらある、こういうふうに私は一応理解をいたしております。

当然中曾根総理のこの提案には事前にお話をせられていらっしゃるのだと思いますが、この線でお尋ねをしておきたいと思うのです。これは大臣。

○金子国務大臣 やつてみなればわからぬこととて、専門家同士話をしまして、日本側がわが国の国内のいわゆる競合する畜産、柑橘、こういう農家の現況を説明して、アメリカが理解をし得るのかどうか、わが方から専門家で出かける人の努力が大変大きな結果を生み出すのじやないか、このように考えます。

それから、話してみなければわからぬということは、アメリカも、私が農林省に入つてからわずか三ヶ月の間でも、それとなくじつと遠くから眺めておるといろいろ動きが変わつておるわけですね。非常に強い姿勢になつてみたり少し落ちついでみたりということなんですが、これはやはり話し合いの問題でござりますから、日本の国情を本当に理解していただける時期が来ると、大変条件がよく話し合いができるのではないか、このように考へております。

○田中(恒)委員 大臣にこの問題でなお一つだけ

お尋ねしておきますが、いまこの問題で非常に心配をしておるのは、かつてグレープフルーツの自由化の問題で大体いまと同じような状況が醸されてきたわけです。参議院選挙が終わつた直後にこればかりやつてしまつたのですね。このことが非常に強い先例として頭の中に刻み込まれております。

今度の問題についても、この交渉はいつ始まつていくのか、スケジュールがどうもはつきり立たないようありますが、いろいろ聞いてみると、選挙が終わらないと、衆参ダブル選挙もあるかもしれません、こんな話も飛んでおる。そういう日本の方も、この問題をめぐつて与党の内部ではいろいろな議論があるやに聞いておりますが、いずれにせよ、グレープフルーツの二舞のようなことは断じてない、少なくとも専門

家会議で徹底的にこの問題は議論をしていく、こういうことについて、大臣はここで言明されます

○金子国務大臣 いま田中先生が述べられておりましたとおり、選挙後まで持ち越した方がこの日本に有利であるか、不利であるか、いろいろ考え方があると思います。グレープフルーツの前例もよく承知いたしております。六月の参議院の選挙まで黙つて話もせぬでほつたらかしておると、選挙待ちのようにアメリカさんから誤解されても困る。したがつて、専門家が事務的に話すのは、選挙にかかわりなく、総理は一月に訪米してあのようなことを言つておるのですから、話を続けることも一つの得策ではなかろうかなと、いろいろ考えられるわけですね。したがつて、アメリカの出方を見て、こちらもこの問題について早く出て話をしかけた方がいいのかどうかも、ひとつ検討してみたいと思います。

○田中(恒)委員 これは、委員長、ひとつ理事会

で検討してもらいたいと思います。

私は、これは何遍かここで申し上げました。

ただきます。

○田中(恒)委員 国有林の問題について二、三御質問をしておきますが、先般來、各委員の方から、臨調の部会の報告をめぐつて関係事項について御質疑がありましたが、国有林についても臨調から大変厳しい御指摘が出ておるようあります

が、特に私ども、これまで当委員会で、国有林に

ついてはその性格上やはり一貫した作業体系、直

當用方式というのを基本にすべきだという、こ

れはわが党の主張であります。

議論をいたしてまいりました。直営か、請負か、

この問題については決議をしたのだ。だから、農林水産委員会としてこの問題を処理する機関を別途に、小委員会ということで言つております。

それで、委員長が大臣や総理に伝達するということ

だけでは済まぬと私は思うのですよ。ですから、この問題の向こう側の対応、こちらの対応、国会ですから、やつてもらいたい。委員会としても決議をした以上は責任があるわけですから、決議をしておりますが、それで進めてもらいたい。平場ではなかなかやれない問題もたくさんございます。

ですから、やつてもらいたい。

委員会としても決

議をした以上は責任があるわけですから、決議を承つておきたいと思うわけであります。

それからいま一つは、やはり国有林の中で成り立つ山と成り立たない山、これは、国有林の性格上、山奥で、しかも保安林などで、治山治水、自然環境整備、そういう機能が中心であるところがございます。それらの林地区分の問題も林野庁の中ではいろいろ検討されておるようあります

が、こういふものについては、本来、だれがどう

考へても国が大胆な財政投資をしなければいけな

でありますけれども、その後全然会合を持たれておりません。

ほかの委員会だつて、重要な問題については小委員会をつくつてそれを検討しておる。これだけ重要な日本の農政上の問題について、農林水産委員会はこのままじつとしておるわけにいかない

と思うのですよ。これは新しい委員長のもとでひときちつとした仕組みをつくつていただいて、この農産物自由化の問題は、事態は動かないよう

でいろいろ動いておるわけでありますから、ぜひ委員会として過ちのないような処理をしていただきますように、この際、委員長に御要請をしておきたいと思います。

○山崎委員長 理事会に詰りまして検討さしていただきます。

○田中(恒)委員 国有林の問題について二、三御質問をしておきますが、先般來、各委員の方から、臨調の部会の報告をめぐつて関係事項について御質疑がありましたが、国有林についても臨調から大変厳しい御指摘が出ておるようあります

が、特に私ども、これまで当委員会で、国有林に

ついてはその性格上やはり一貫した作業体系、直

當用方式というのを基本にすべきだという、こ

れはわが党の主張であります。

議論をいたしてまいりました。直営か、請負か、

この問題については決議をしたのだ。だから、農林水産委員会としてこの問題を処理する機

関を別途に、小委員会ということで言つております。

それで、委員長が大臣や総理に伝達する

ことだけでは済まぬと私は思うのですよ。ですから、この問題の向こう側の対応、こちらの対応、国会

ですから、やつてもらいたい。

委員会としても決

議をした以上は責任があるわけですから、決議を

しておきましたが、何か理事会で懇談会のよう

なものでどうなことがちょっとあつたよう

が、こういふものについては、本来、だれがどう

考へても国が大胆な財政投資をしなければいけな

い。國の財政投資については一定の御努力をせら

れておるということはわかりますけれども、現在の国有林の財政上の問題といふものは、これは民間だつて材木屋を始め製材屋はぶつぶれておる、こういう状況でありますだけに、私は国有林の状況からして、ここでもうけるとか採算が成り立つとか、そんな考え方があり立つような状況ではないと思うのです。そういう意味で、いわゆるツの前例もよく承知いたしております。六月の参議院の選挙まで黙つて話もせぬでほつたらかしておると、選挙待ちのようにアメリカさんから誤解されても困る。したがつて、専門家が事務的に話すのは、選挙にかかわりなく、総理は一月に訪米してあのようなことを言つておるのですから、話を続けることも一つの得策ではなかろうかなと、いろいろ考えられるわけですね。したがつて、アメリカの出方を見て、こちらもこの問題について早く出て話をしかけた方がいいのかどうかも、ひとつ検討してみたいと思います。

○田中(恒)委員 これは、委員長、ひとつ理事会

で検討してもらいたいと思います。

私は、これは何遍かここで申し上げました。

ただきます。

○田中(恒)委員 国有林の問題について二、三御質問をしておきますが、先般來、各委員の方から、臨調の部会の報告をめぐつて関係事項について御質疑がありましたが、国有林についても臨調から大変厳しい御指摘が出ておるようあります

が、特に私ども、これまで当委員会で、国有林に

ついてはその性格上やはり一貫した作業体系、直

當用方式というのを基本にすべきだという、こ

れはわが党の主張であります。

議論をいたしてまいりました。直営か、請負か、

この問題については決議をしたのだ。だから、農林水産委員会としてこの問題を処理する機

関を別途に、小委員会ということで言つております。

それで、委員長が大臣や総理に伝達する

ことだけでは済まぬと私は思うのですよ。ですから、この問題の向こう側の対応、こちらの対応、国会

ですから、やつてもらいたい。

委員会としても決

議をした以上は責任があるわけですから、決議を

しておきましたが、何か理事会で懇談会のよう

が、こういふものについては、本来、だれがどう

考へても国が大胆な財政投資をしなければいけな

い。國の財政投資については一定の御努力をせら

れておるということはわかりますけれども、現在の国有林の財政上の問題といふものは、これは民

間だつて材木屋を始め製材屋はぶつぶれてお

る、こういう状況でありますだけに、私は国有林の状況からして、ここでもうけるとか採算が成り立つとか、そんな考え方があり立つような状況で

はないと思うのです。そういう意味で、いわゆるツの前例もよく承知いたしております。六月の参議院の選挙まで黙つて話もせぬでほつたらかしておると、選挙待ちのようにアメリカさんから誤解されても困る。したがつて、専門家が事務的に話すのは、選挙にかかわりなく、総理は一月に訪米してあ

いうことを言つておるのですから、話を続けることも一つの得策ではなかろうかなと、いろいろ考えられるわけですね。したがつて、アメリカの出方を見て、こちらもこの問題について早く出て話をしかけた方がいいのかどうかも、ひとつ検討してみたいと思います。

○田中(恒)委員 これは、委員長、ひとつ理事会

で検討してもらいたいと思います。

私は、これは何遍かここで申し上げました。

ただきます。

○田中(恒)委員 国有林の問題について二、三御質問をしておきますが、先般來、各委員の方から、臨調の部会の報告をめぐつて関係事項について御質疑がありましたが、国有林についても臨調から大変厳しい御指摘が出ておるようあります

が、特に私ども、これまで当委員会で、国有林に

ついてはその性格上やはり一貫した作業体系、直

當用方式というのを基本にすべきだという、こ

れはわが党の主張であります。

議論をいたしてまいりました。直営か、請負か、

この問題については決議をしたのだ。だから、農林水産委員会としてこの問題を処理する機

関を別途に、小委員会ということで言つております。

それで、委員長が大臣や総理に伝達する

ことだけでは済まぬと私は思うのですよ。ですから、この問題の向こう側の対応、こちらの対応、国会

ですから、やつてもらいたい。

委員会としても決

議をした以上は責任があるわけですから、決議を

しておきましたが、何か理事会で懇談会のよう

が、こういふものについては、本来、だれがどう

考へても国が大胆な財政投資をしなければいけな

い。國の財政投資については一定の御努力をせら

れておるということはわかりますけれども、現在の国有林の財政上の問題といふものは、これは民

間だつて材木屋を始め製材屋はぶつぶれてお

る、こういう状況でありますだけに、私は国有林の状況からして、ここでもうけるとか採算が成り立つとか、そんな考え方があり立つような状況で

はないと思うのです。そういう意味で、いわゆるツの前例もよく承知いたしております。六月の参議院の選挙まで黙つて話もせぬでほつたらかしておると、選挙待ちのようにアメリカさんから誤解されても困る。したがつて、専門家が事務的に話すのは、選挙にかかわりなく、総理は一月に訪米してあ

いうことを言つておるのですから、話を続けることも一つの得策ではなかろうかなと、いろいろ考えられるわけですね。したがつて、アメリカの出方を見て、こちらもこの問題について早く出て話をしかけた方がいいのかどうかも、ひとつ検討してみたいと思います。

○田中(恒)委員 これは、委員長、ひとつ理事会

で検討してもらいたいと思います。

私は、これは何遍かここで申し上げました。

ただきます。

○田中(恒)委員 国有林の問題について二、三御質問をしておきますが、先般來、各委員の方から、臨調の部会の報告をめぐつて関係事項について御質疑がありましたが、国有林についても臨調から大変厳しい御指摘が出ておるようあります

が、特に私ども、これまで当委員会で、国有林に

ついてはその性格上やはり一貫した作業体系、直

當用方式というのを基本にすべきだという、こ

れはわが党の主張であります。

議論をいたしてまいりました。直営か、請負か、

この問題については決議をしたのだ。だから、農林水産委員会としてこの問題を処理する機

関を別途に、小委員会ということで言つております。

それで、委員長が大臣や総理に伝達する

ことだけでは済まぬと私は思うのですよ。ですから、この問題の向こう側の対応、こちらの対応、国会

ですから、やつてもらいたい。

委員会としても決

議をした以上は責任があるわけですから、決議を

しておきましたが、何か理事会で懇談会のよう

が、こういふものについては、本来、だれがどう

考へても国が大胆な財政投資をしなければいけな

い。國の財政投資については一定の御努力をせら

れておるということはわかりますけれども、現在の国有林の財政上の問題といふものは、これは民

間だつて材木屋を始め製材屋はぶつぶれてお

る、こういう状況でありますだけに、私は国有林の状況からして、ここでもうけるとか採算が成り立つとか、そんな考え方があり立つような状況で

はないと思うのです。そういう意味で、いわゆるツの前例もよく承知いたしております。六月の参議院の選挙まで黙つて話もせぬでほつたらかしておると、選挙待ちのようにアメリカさんから誤解されても困る。したがつて、専門家が事務的に話すのは、選挙にかかわりなく、総理は一月に訪米してあ

いうことを言つておるのですから、話を続けることも一つの得策ではなかろうかなと、いろいろ考えられるわけですね。したがつて、アメリカの出方を見て、こちらもこの問題について早く出て話をしかけた方がいいのかどうかも、ひとつ検討してみたいと思います。

○田中(恒)委員 これは、委員長、ひとつ理事会

で検討してもらいたいと思います。

私は、これは何遍かここで申し上げました。

ただきます。

○田中(恒)委員 国有林の問題について二、三御質問をしておきますが、先般來、各委員の方から、臨調の部会の報告をめぐつて関係事項について御質疑がありましたが、国有林についても臨調から大変厳しい御指摘が出ておるようあります

が、特に私ども、これまで当委員会で、国有林に

ついてはその性格上やはり一貫した作業体系、直

當用方式というのを基本にすべきだという、こ

れはわが党の主張であります。

議論をいたしてまいりました。直営か、請負か、

この問題については決議をしたのだ。だから、農林水産委員会としてこの問題を処理する機

関を別途に、小委員会ということで言つております。

それで、委員長が大臣や総理に伝達する

ことだけでは済まぬと私は思うのですよ。ですから、この問題の向こう側の対応、こちらの対応、国会

ですから、やつてもらいたい。

委員会としても決

議をした以上は責任があるわけですから、決議を

しておきましたが、何か理事会で懇談会のよう

が、こういふものについては、本来、だれがどう

考へても国が大胆な財政投資をしなければいけな

い。國の財政投資については一定の御努力をせら

れておるということはわかりますけれども、現在の国有林の財政上の問題といふものは、これは民

間だつて材木屋を始め製材屋はぶつぶれてお

る、こういう状況でありますだけに、私は国有林の状況からして、ここでもうけるとか採算が成り立つとか、そんな考え方があり立つような状況で

はないと思うのです。そういう意味で、いわゆるツの前例もよく承知いたしております。六月の参議院の選挙まで黙つて話もせぬでほつたらかしておると、選挙待ちのようにアメリカさんから誤解されても困る。したがつて、専門家が事務的に話すのは、選挙にかかわりなく、総理は一月に訪米してあ

いうことを言つておるのですから、話を続けることも一つの得策ではなかろうかなと、いろいろ考えられるわけですね。したがつて、アメリカの出方を見て、こちらもこの問題について早く出て話をしかけた方がいいのかどうかも、ひとつ検討してみたいと思います。

○田中(恒)委員 これは、委員長、ひとつ理事会

で検討してもらいたいと思います。

私は、これは何遍かここで申し上げました。

ただきます。

○田中(恒)委員 国有林の問題について二、三御質問をしておきますが、先般來、各委員の方から、臨調の部会の報告をめぐつて関係事項について御質疑がありましたが、国有林についても臨調から大変厳しい御指摘が出ておるようあります

が、特に私ども、これまで当委員会で、国有林に

ついてはその性格上やはり一貫した作業体系、直

當用方式というのを基本にすべきだという、こ

れはわが党の主張であります。

議論をいたしてまいりました。直営か、請負か、

この問題については決議をしたのだ。だから、農林水産委員会としてこの問題を処理する機

関を別途に、小委員会ということで言つております。

それで、委員長が大臣や総理に伝達する

ことだけでは済まぬと私は思うのですよ。ですから、この問題の向こう側の対応、こちらの対応、国会

ですから、やつてもらいたい。

委員会としても決

議をした以上は責任があるわけですから、決議を

しておきましたが、何か理事会で懇談会のよう

が、こういふものについては、本来、だれがどう

考へても国が大胆な財政投資をしなければいけな

い。國の財政投資については一定の御努力をせら

れておるということはわかりますけれども、現在の国有林の財政上の問題といふものは、これは民

間だつて材木屋を始め製材屋はぶつぶれてお

る、こういう状況でありますだけに、私は国有林の状況からして、ここでもうけるとか採算が成り立つとか、そんな考え方があり立つような状況で

はないと思うのです。そういう意味で、いわゆるツの前例もよく承知いたしております。六月の参議院の選挙まで黙つて話もせぬでほつたらかしておると、選挙待ちのようにアメリカさんから誤解されても困る。したがつて、専門家が事務的に話すのは、選挙にかかわりなく、総理は一月に訪米してあ

つきましては、林地の区分、經理区分等をして検討していくことが大事だと思いますので、この問題につきましても今後積極的に取り組んで重要な問題として対処してまいりたい、かように考えております。

○田中(恒)委員 時間がありませんから細かく尋ねをする余裕はございませんが、いざれ森林法の改正が出てくるわけでありますので、森林問題はその際にまとめさせていただきたいと思いますが、しかし、この間も民間の山に働いていらっしゃる皆さんが東京へ大分大せいおいでになつて、林野庁なり労働省なりとお話をせられた。私も初めてお伺いをいたしましたが、確かにいまの山の経済不況というものも背景にあります、民間の企業体の持つ脆弱さ、そこに働く人々の賃金、労働条件を含めて、社会保険などを含めて、一般の人々の水準よりかずつと低い。そういう低いところに焦点を合わせて、国有林に働く人々はどうだこうだ、こういう議論が一方ではなされておる。そして、そういうところに請負を拡大させようという動きがある。こういうものについては、私は、国としては少なくとも法律で決められた労働者の権利、労働者の労働条件の最低の線といふのはあるわけですから、そういうものが下がったようなところに、国有林が赤字だからそこへ持っていく、こういう考え方出発が間違つておると思います。

ですから、そういう要素を十分に勘案しながら、私は、国有林の再生のために今後とも御尽力をいただきよう特に要望いたしまして、時間が参りましたので終わりたいと思います。

○山崎委員長 藤田スミ君。
○藤田(ス)委員 本論に入る前に、最初に、大臣に二、三お伺いをしておきたいと思うのです。先ほども言われましたけれども、大臣、この前の委員会で、所信は役人が書いたものだ、こういふうにおっしゃったわけです。所信は大臣の責任ではないとおっしゃるのか。そのところをお伺いしたいわけです。それなら自分の責任で所信

を聞かせていただかないと、そういう大臣の御責任のないものを聞かされて審議せよと言われてもなかなか審議することはできませんので、そこのところをはつきりお聞かせいただきたいわけでございます。

○金子國務大臣 先般、いまの御意見のとおりのことを申し上げましたが、あの所信表明の中に、よく見てみると、

当面の最重要課題となつております農産物の市場開放問題につきまして申し上げます。

現在残されている輸入制限品目は、すべてわが国農業の基幹となるもの、地域振興上特に重要なものに限られ、自由化を行ふことは困難な状況にあり、欧米諸国においても、農産物については種々の輸入制限措置を講じているのが実情であります。

私は、今後とも、わが国農業の実情やこれまでの農産物の市場開放措置について諸外国に十分説明し、その理解を得ながら、自由化要求に応することなく、慎重に対処してまいりたいと考えております。

こう申し上げておるわけですから、役人の書いた所信表明ですけれども、自由化問題に触れてない所信表明の中でも、自由化問題に触れてない所信表明の中で十分この市場開放の問題については申し上げておるということを改めてひとつ御理解をいただきたいと思います。

○藤田(ス)委員 私は、いまそういうことをお伺いしておるんじゃないのです。いまもここで重ねて役人の書いたものだとおっしゃった。役人の書いていたものとの違いやないのです。大臣の責任ではないと言ふのかということを聞いているわけです。

この市場開放の問題についていまお尋ねをしているわけじゃないんです。大臣は、役人の書いたものを読まれたんだ。こういうふうにおっしゃつたわけですね。——うなづいていらっしゃいますが、そういうことを認めていらっしゃるわけ

す。それじゃ、大臣は別の意見を持つていらっしゃつて、心ならずも読まれたとか、あるいは責任はないけれども読んだとか、こういうことなんですか。そのところをお伺いしているわけです。

だから、後ろの方から助言されなくともいいのです、大臣の御意見なんですから。

○藤田(ス)委員 私はそのようなお答えを申し上げましたけれども、役人が書いたものでもこういえりっぱなもの書いていますということをいま私は申し上げたわけですよ。

○金子國務大臣 私は、りっぱでないとか、お粗末だとか、そんなことを全然ここで申し上げていませんのじやないのです。所信は大臣の責任ではないのか、そのことをお伺いしているわけです。

○金子國務大臣 だれが書いたものにしろ、私がそれを読み上げた以上、すべて私の責任であります。私は、今後とも、わが国農業の実情やこれまでの農産物の市場開放措置について諸外国に十分説明し、その理解を得ながら、自由化要求に応することなく、慎重に対処してまいりたいと考えております。

こう申し上げておるわけですから、役人の書いた所信表明ですけれども、自由化問題に触れてない所信表明の中で十分この市場開放の問題については申し上げておるということだけをお聞きしたいわけではありません。だから、これ以上輸入が拡大されてしまうのはどんどん減つて、そしてもう三割減少を余儀なくされる。全国平均をとりましたら四割減な

す。ところが、五十六年には千四百六十九ヘクタール、五十七年は千百六十ヘクタールと、作付面積はどんどん減つて、余儀なくされる。全国平均をとりましたら四割減な

す。私は、どうもそういう言ひ方では本当は納得できませんけれども、何か大臣という本体がなくて、形式的にいつもそういうことで役人さんがつくりはつたものを見て、そういうことやつたら、私、本当に大臣で何だろうな、こういう思ひがするのですが、何なんでしょうね。

○金子國務大臣 大臣は大臣ですよ。

○藤田(ス)委員 責任を持つていただけますね。少なくともお役人の書いたものであつても大臣は責任を持つ、そういうことです。

○金子國務大臣 農林省でやりましたことは、すべて大臣の責任でございます。私の責任でございます。責任を持ちます。

○藤田(ス)委員 当然のことなんですけれども、しかし、私は、こういうのは余り正直過ぎるといふのでしようか、何と言つたらいいのでしょうか、全く納得することができないのです。だけれども、これで時間をとることはできませんから、もう一点だけお聞きしておきたいと思います。

この枠拡大の影響は小さいということを先ほど

述べたのです。たとえば、私は長野県のトマトの問題についていろいろと調べたわけですが、そのことを認めていらっしゃるわけ

です。この六品目の枠拡大の一つにトマトジュースがございます。これまで、過去三年の平均輸入実績は四百八十一キロリットルだったのです。それが今度輸入枠が拡大されて、五倍の三千キロリットルになると、いうのですね。長野の方ではどうなのでしょうか。長野県といつたら全国の加工

用トマトの生産の三分の一を占める大きな生産地なんですが、ここは五十五年に千六百二十八ヘクタール、これだけのトマトをつくつていたわけです。だから、これが、五十六年には千四百六十九ヘクタール、五十七年は千百六十ヘクタールと、作付面積はどんどん減つて、余儀なくされる。全国平均をとりましたら四割減な

す。私は、どうもそういう言ひ方では本当は納得できませんけれども、何か大臣という本体がなくて、形式的にいつもそういうことで役人さんがつくりはつたものを見て、そういうことやつたら、私、本当に大臣で何だろうな、こういう思ひがするのですが、何なんでしょうね。

○金子國務大臣 いま長野県だけをとらえて、全國三分の一のトマトの生産をやっているので非常に影響が大きいのだという御説明をお聞きしましたが、私が先般六品目についての問題は小さいと言つたのは、日本全体の農業、いわゆる農家に及ぼす影響は小さい、こういう意味を申し上げましたので、そういう特殊な県、特産物として扱つておる長野県ですから、これには大変大きな被害があることをいまお聞きして、大変これは氣の毒だな、こういう感じを持っております。

○藤田(ス)委員 大臣、大事なのは、たとえばトマトでしたら、トマトをつくつている生産地がどういう影響を受けるのか、ということが見ていただかなければならぬポイントなんです。先ほど温

州ミカンもありました。私の地元も温州ミカンの产地なんです。この产地がどういう影響を受けたのか、そのところが一番大事であつて、日本

全体の農業の影響からすると大したことがないといふ。結局最も影響を受けるところの実情を御存じない上で、影響は小さいということをおつしやつたわけですね。——大臣にお聞きしているのですから……。

○佐野(宏)政府委員 長野県のトマトというふうな特殊問題になりますと、これは私からお答えし方がいいのではないかと思いますが、私どもは、決して北は北海道から南は沖縄まで全部で薄めてみて薄まってしまうような問題なら適当に處理していいというふうに考えているわけではございませんので、実は、もしそういう考え方をするのであれば、いまごろ二十二も残ってないわけでございまして、それぞれ地域ごとに、それぞれ特定の地域にとって重大な問題であるといふような物資につきましては、それなりの保護の措置を講じてまいりたつもりでございます。現在二十二品目残っておりますが、そのうちのかなりの部分は、先生だいま御指摘のような地域特産的な性格の物資でございます。したがいまして、そういう特定の地域にとって重大な問題であるという物資を、全国的に薄めてみて小さな問題であるからといって気軽に処理する、そういう考え方を私どもはとつておりませんので、その点は御理解を賜りたいというふうに存じます。

それで、具体的なトマトにつきましての需給事情云々ということになりますと、これは、本来ならばトマトジュース、トマトケチャップ等の物資を所管しております食品流通局長からお答えすべきことかと存じますが、私どもいたしましては、それぞれ物資別の担当局で、国産の物資と輸入物資との競争が需給関係の中で農家に及ぼすべき影響について慎重に検討をしていただいた上で、まあこの程度ならばさしあげのではないかといふところを見計らつたつもりでございまして、ただいま先生が提起されておられましたような問題についても、十分食品流通局においては検討の上で案をつくってくれるものというふうに承知をいたしております。

○藤田(ス)委員 結局、局長のお話でも、その最も影響を受ける生産地に対しては十分な検討もしました、そういうことであります。なのに、その全体の影響だけを大臣は言われる。私は、その細かい話までわかつてほしいと言つてはいるのではないです。そここの農民にとっては生きるか死ぬかといふ非常に大事な問題に対して、大臣が余り御存じないこと、余りのんきな御発言を軽々しくやつても、その立場でもつと真剣に農民のことを考えていただきたいということを、いわばこういうのをお訴えというのでしょうか、本当にたまらないよ。うな気持ちがするわけです。第一、大臣がこうおつしやられる、私は委員会の権威にもかかわる問題ではなからうかというふうにさえ考へざるを得ません。今後、そういう点では、ぜひ大臣は漁民、農民、酪農家、この日本の食糧という基本については、十分これから責任を持つてやってもらいたいというふうに思ひます。

それで、最近特に大きな問題になつておりますのが、農家の税金問題なんです。クロヨンという言葉がございますが、不公平の一つの象徴として、クロヨンという言葉が使われております。大臣にお尋ねしますが、五十七年の二月に国税庁が発表しました「税の執行に関する実態調査」について見てみましても、言われるほど不公平はなかつた、こういふように結論を出しておりますし、それが九十六国会では、當時渡辺大蔵大臣も、不公平はない、クロヨンといつたようなものはないのだということを言つておられます。事実、農家の生活実態を見てみましら、政府の低価格政策あるいは災害で、農業所得というのは、これだけは年々落ち込んでおりまして、五十三年に年所得が百十九万円、昭和十五年九十五万円と、課税最低限の二百一十万五千

円の二分の一にも満たない、こういう農業所得になつているわけです。当然、農業だけでは暮らしませんから、貢労に出なければならぬことは、農家の申告納税額が低いというのには、まさにここに最大の原因があるんだというふうに思ひます。

それからもう一つ、前段が長くなりますが、聞いていただきたい。私、ここに「農業と経済」という、七九年十一月に出た、京都府立大学教授の西本さんの文章を持つております。この先生は、農家と税金の問題についていろいろ研究をしておられる方なんですが、適が、農家の税負担は、しばしば軽いといわれているが、農業全体の所得捕捉率が農業に比べて本当に軽いということではない。いや農家の税負担は農家のそれに比べて、むしろ重いのはなかなかどうか。

事実を示そう。政府の「農家経済調査」と「家計調査」で、農家の租税負担率と都市労働者世帯の負担率を比較すると、昭和五十二年前者は六・八%、後者は五・五%、農家の負担が重いのである。さらに、本来税負担とは、社会公共的に必要な財やサービスの供給に要する費用を国民が負担するものであると理解するなら、租税だけが税金ではない。「公課諸負担」も税金と考へるべきだ。これを含めて全体の負担を比較すると、都市労働者の一〇・四%に対して農家は一三・三%で、負担率つまり、都市労働者世帯ですが、

昨年各地で特に問題になつておりますのが、従来の面積課税から収入課税へと、課税方式が変わつていて、この問題で説明を求めることがあります。それで、時間がありませんから進みます。それじゃ、具体的な問題に移つていただきたいと思います。

○藤田(ス)委員 大臣にお尋ねしたんですが、適正に行われているという局長の御答弁がありますので、時間がありませんから進みます。

それで、時間がありませんから進みます。

○日向説明員 わが国の農業の場合におきましては、米麦が中心でございます。また、規模も比較的小さい。加えまして、記帳の慣習になじんでいないと、そのとおりに理解してよろしいでしょうか。○日向説明員 わが国の農業の場合におきましては、米麦が中心でございます。また、規模も比較的小さい。加えまして、記帳の慣習になじんでいないと、そのとおりに理解してよろしいでしょうか。

○佐野(宏)政府委員 農家の所得税の申告納税につきましては、青色申告による例は約一%程度でございまして少ないのですが、これ以外の農家は通常白色申告者として、税務当局が成をいたしまして開示をしております農業所得標準に即して、農業所得の金額及びこれに基づく税額を計算して申告納税を行つております。したがいまして、農家の所得の捕捉につきましては、私どもいたしましては適切に行われておるものというふうに考えておりまして、農家の所得の捕捉率が低い、したがつて税負担が他の納税者に比べて低いというような、世上伝えられております指摘は当たらないものと考えております。

○佐野(宏)政府委員 農家の所得税の申告納税につきましては、青色申告による例は約一%程度でございまして少ないのですが、これ以外の農家は通常白色申告者として、税務当局が成をいたしまして開示をしております農業所得標準に即して、農業所得の金額及びこれに基づく税額を計算して申告納税を行つております。したがいまして、農家の所得の捕捉につきましては、私どもいたしましては適切に行われておるものと

いのではないかというふうに考えまして、昨年来
特にこういった作物につきましては、従来の面積
標準課税にかえまして、収入金を標準といたしま
す課税方式に移行するようについてことを進めで
まいつておるわけでございます。

たたかしま委員御指摘なございましたが、ようやく慣行としてやつてまいつた問題でござりますので、この移行に当たりましては、関係の市町村並びに農業団体の理解と協力を得ながら慎重にやってまいりたい、こう考えております。

○藤田(ス)委員 理解と協力を得ながら慎重にやってまいりたいとおっしゃるわけですかけれど

も、現実に、私、特に大阪國税局管内で調査をいたしましたけれども、そういうふうに理解と協力を得ながらやつているというような実態になつていいのですね。かなり農協に混乱を起こしておられますし、農民に不安や戸惑いを持ち込んでいます、こういうふうに言わざるを得ないと思うのです。

「大阪国税局長殿」ということで、近畿府県農業委員会あるいは農協農業課税対策連絡会議といふところも、これは近畿各県全部が寄つて、収入金課税については態勢が十分整うまでは実施しないことなどというふうな要望まで出ておりますが、実態はこういうことなんですね。

しかも、ひどいのは、収入金課税で修正申告を迫つているのに対し、農家の方は経費がもつと

かかっているはずだというふうに言いたくとも、

思つております。

かかっているはずだといふに言いたくとも、かつて面積課税でしたから、領収書とか、そういう反論の材料を持つてないわけですね。だから、結局、泣く泣く判をついて承知をしなければならない。税務署の方は、それに対してもう一回や二回は、文句があるんやつたら五年分一気にやってみまひよか、三年どころやおまへんでというような言い方で、強引に申告させるとのことなんですが、どうもよくわからんとこ

○藤田(ス)委員 私は「農業所得についてのお尋ね」という文書をきょう持つてまいりました。この「お尋ね」というのは、個々の農家にてに配つたりして、確定申告の前の事前調査としてやつてあるわけなんですね。この「農業所得についてのお尋ね」というのは御存じですね。

○日向説明員　収入金課税に移行しました場合の経費の見方についてのお尋ねかと思いますが、これは、いろいろな経費につきまして実態調査をいたしましたが、どうなんでしょう。

たしましたし、あるいはまた農業関係者からの意見や農林經濟関係の各種統計資料等を総合いたしましたし、私どもが適正になるようその経費については算定いたしておりますが、実際問題といたしておきまつりをうながすことはございません。

費を十分見えてくれてないといったようなケースも間々生じ得ることはあろうかと思ひます。いま委員御指摘のよう、そういう場合には、そういう経費についての資料等をお出しになりますれば、その点につきましては十分しんしゃくしてまいりたい、こう考えております。

○藤田(ス)委員 そうしたら、ここでもう一度確認をしたいのですが、面積課税から収入金課税に移行する場合は、これは十分そこの地域の関係団体の納得を得てやる、合意を得てやるということと、それから、農民が資料を提出した場合にはそれを十分参考して行う、こういうことを確認してよろしくうござりますか。一言で結構です。

○日向説明員 先ほど私が申し上げましたように、課税方式の移行につきましては、関係市町村農民団体等の理解と協力を得ながら進めていくべき基本的な姿勢には変わりございません。それから、収入金課税方式をとるに至った場合の経費の問題につきましては、個別の経費が資料等によって明らかになりました場合には、それを見ていくということは当然のことであろうかと

ざいませんが……（藤田（ス）委員「後者です」と呼

ざいませんが……(藤田(ス)委員「後者です」と呼ぶ)もしいま御指摘のように後者であるといたしますれば、それは先ほどから私が申し上げてまいりますような、そういう正確に実態を把握したいための資料、情報収集活動の一環でございますので、その点につきましてはできるだけ御協力をいただきたいと思いますものの、その提出は任意であります。こう考えて、ただ、結構だと思ひます。

○藤田(ス)委員 そういう任意のものであるといふ点から実態をもう一度見直してみますと、かなり強制と受けとめざるを得ないような実態になつております。それから「お尋ね」の文書なんかで、も、任意であるとするならば、任意であるということをちゃんと明記するべきなんです。その点の明記がないものですから、これは強制と、受け取る側がそういうふうに受けとめて、その点でまた非常に不安を感じるとか、いろいろな混乱が起ることかいうようなことが出ております。せひととも、こういう任意という問題についてはそういうことを徹底していただきたい、そのことをお願いをしておきたいと思います。

時間が参りました。
最後に、大臣にお答えをいただきたいのです。

時間が短かつたので、なかなか御理解をいたただけなかつたかもしませんが、要するに、最近こういうことで課税方式が変わつてきたり、あるいは収入金課税の税率の問題、所得率の問題で、一方的とも言えるようなこういう姿勢があつたりして、農民はいま税金の問題で非常に深刻な問題が投げかけられております。

たとえば、私、和歌山の印南町というところを調べたのですが、こう、いう形で追徴金を取られた農家は農協から借金をして税金を払つてゐる。したがつて、この町の町長は、所得税で追徴されたわけですから、町民税、県民税、こういうものを追徴していくなんらぬわけですけれども、個々の農家の実態を町長はよく知つていて、こわは氣の毒だ、延納を認めましょうということを講

会で発言せざるを得ないような、つまり農民の生活の実態に合わない、そういうひどい税の取り立てるに至っているのが実態なんです。農協の方は農協の方で、こんなふうに税務署からたくさん調べられたら、これはもう出荷体制にもえらい影響が出でくるのじゃないかということで混乱が起こっております。一方ではクロヨンということで何から不公平があるかのようなことを言われながら、農家に対してもこういう過酷な税を取り立てることによって、いま出てきている農家の中に広がる無力感、あるいは農協への信頼が失われていつてゐるということを私は非常に心配しているわけです。ぜひ大臣、この問題については一度大蔵大臣とともに話し合っていただけませんか。そして、先ほどから言われておりますように理解と納得、あくまでそういうことで、本当に農民がそのために無力感に陥るというようなことにならないように、ひとつ大臣、がんばつてもらいたいと思うのです。これで終わりますが、一言。

○金子国務大臣 御指摘の点はよく理解できましたので、政府部内でよく検討をいたします。

○藤田(ス)委員 終わります。

○山崎委員長 阿部昭吾君。

○阿部(昭)委員 水田再編は、五十八年度は六年へクター。ところが、第二期水田再編の最終年であります、六十万ヘクタールの水田再編といふのが定着をしておらない、米からの転換というのが定着をしておらないと思います。農林水産省において、水田再編という、この米からの転換におかれで、水田再編という、この米からの転換というものがどういうふうに転換しておると理解をされておるか、これは大臣でなくて局長で結構ですが、御答弁いただきたい。

○小島(和)政府委員 水田利用再編対策は、米の需給均衡を図りますとともに、麦、大豆などのいう自給率の非常に低い作物を増産しよう、これがねらいを持ちまして始めておるわけですが、いまして、長年灌漑農業を特質としてまいりましてわが農業の体質を直しますと、これをいま申し上げましたような作物に再編成するとい

ことは容易ならざることでございます。また、そのように簡単に定着し得ないという問題があるからこそ、水田利用再編対策として奨励補助金を長年にわたって交付しているという実態があるわけでございます。

ただ、そうは申しながら、これまで長年進めてまいりました対策の中でいろいろ新しい芽生えが出てきておりまして、永年性作物が一定期間で奨励金打ち切りになりますので、いわばこれは定着型の転作と考えてよろしいわけでございますが、そのほかにも特定の転作物あるいは転作物の組み合わせを通じまして、収益性の面から見ますと米にまきるとも劣らない、そういう収益を上げておるという転作も出てきておるわけでございます。

また、土地利用の面から見ましても、各農家がいめいめい限られたなんばについて転作をするというのではなくて、転作物の収益性を高めていくという観点からできるだけ集団化、団地化を図りまして、その中で場合によりましては父交耕作とかあるいは作業の受託を通じましてまとまりのある収益性の高い転作に努めておるというのも、比率としては年々上がってきておるという状況でございまして、定着したと申し上げるつもりはございませんけれども、その方向に向かつて努力をしておる、こういう姿でございます。

○阿部(昭)委員 努力をしておるとおっしゃるのですが、六十万ヘクタールの中で、米から転換して大体これでいけるという状況になつておるはどういう作物で、どの程度の面積か、主要なものをお挙げてみていただけませんか。

○小島(和)政府委員 作物別の転作の姿、これは毎年調査をいたしましてわかつておるのでございますが、その中で定着型のものが何%かという意味の計数的な把握をしておらぬわけでござります。ただ、転作の形態に着目いたしまして、団地化加算の対象になつておるような比較的まとまったく転作ということでございますれば、昨年の場合、大体三〇%ぐらいのものはそういう姿になつてきておる。作物別の収益性ということになりま

すと、なかなかそういう外的的な判断だけでは把握いたしかねますので、事例的にはいろいろ把握いたしておりますが、パーセントで申し上げるところはちょっと御勘弁いただきたいと存じます。

○阿部(昭)委員 いまの御答弁のように、なかなかはつきりは把握をされていない。先々の見通しもそんなに明瞭には立つておらない。私などは主として現場をいろいろ回って見ておる。そういう立場からしさいに見ますと、水田再編の第二期が今年最終年で、来年から第三期に入るという段階にあるわけでありますけれども、私の見方は、六十万ヘクタールのうち三〇%と言いますけれども、三〇%などは定着しておらない、先々の見通しは立つておらぬというように思います。だから、いま局長も、どの作物がどのように定着をしてどう転換してどう進んでおるかということはなかなか挙げ切らぬだらうと思うのです。

大豆や麦をきちっと定着しておりますか。面積別に主要なものを少し挙げることができますか。

六十万ヘクタールのうちこれだけのものは転換しちゃんと進んでおると確信を持つて言えますか。私も大変苦労しております。おりますが、なかなかしかも簡単ではない。われわれが現場におつて簡単でないものが、農林省がこの電が闇にされておられて確信があるというのなら、これだけはこのようにならんと転換してうまくいっておるよと、いうものを少し挙げてみていただきたい。

○小島和(政府)委員 確かに、麦、大豆は作物の平均的な収益性という点からいいますと米作に比べて落ちるものがあるわけでございます。そういうこともござりますので、需給面からの必要性とあわせて、麦、大豆等については特定作物ということで奨励金の水準につきましても他の作物よりも多少高目に設定をいたしておるという経過でございます。

ただ、具体的な事例としてどういうものがあるかということですが、これは、場所によりましては裏に麦をつくつて表に大豆をつくるという組み合わせによつて、収益性の計算からいたしますと

米作を凌駕するだけの粗収益を上げておる、こういう事例は散見されるわけであります。ただ、そのことが直ちに転作の定着性を意味するかどうかということになりますと、収益性の面からすでにそういう地域は米作をしのいでおるのであるから獎励金のげたを外していいということになると私は私どもも考えておらぬわけでございまして、そういう姿を一層助長いたしまして、収益性のみならず作業の能率あるいは投下労働量、いろいろな面からそれがその地域に根づくにはまだまだ時間がかかる話である、かように考えておるわけであります。

○阿部(昭)委員 大臣にお伺いしたいのですが、いま御答弁のように、私の認識でも二百八十数万ヘクタールの水田を全部そのままやれば大変に余る。しかも、米の國際價格と国内産の價格の間に大変なハンディがある。したがつて、余ったつて幾らつくつてもいいじゃないかというわけにはいかない。したがつて、いろいろな努力をして再編をやらなければいかぬ。しかしながら、この再編という大事業を始めて一年、二年間ならまだいざな困難、いろいろな試行錯誤があつていいと思うのです。もうすでに第二期目が終わらんとしておるのです。しかしながら、私の見るところ、当初言われた八十万という話はもうあり得ない、まあまあ六十万というものをどうするのかというのが大勢になつておると思うのですね。しかしながら、この六十万ヘクタールの水田再編というのは、これだけ、六年間もずっと第一期、第二期やつてきてほとんど定着しておらないのですよ。これを一体どうするのかということについては、本腰を入れなければ、私は率直に言つて日本の農業と農村は定まつていかぬと思うのです。

これは、本格的に再編、転換をどこでしつかり固めていくのか。ただ帳面づらをうまく合わせていく、いろいろ希望はあるのも散見されるなどといふようなことでは、わずかの面積ならいざ知らず、六十万ヘクタールという面積はそう簡単にいく問題じやない。私は、この問題は本格的に、一

体何でこの再編を固めるのかということをやらないといかぬ問題だらうと思うのです。

稻作と大家畜生産はわが国土地利用型農業の基軸をなす、だから努力する、こう言つておるのは、しかし、稻作は、今度の第二期最終年は六十万トン、六十万は減らすのですよ。大家畜というのは、牛だろうと思うのですね。牛以外に何かあるのですか。この問題にしても、私の見るところ、やはりもつと抜本的に、どこで広げていくのか。残念ながら、大臣のおつしやる文章としては、総論としてはわかるのです。各論として、予算もこの関係のために盛つてありますというのですが、その説明をいろいろ聞いてみますと、從来のちょっとやりした延長線上にしかない。しかし、六十万は全然定着しない。一体どうするのか。

たとえば、ここで土地利用型農業をしつかりさせていく、そして地域農業集団を育成する、こう言つておられるのですが、総論としてはわかるのですが、この地域農業集団をやらすというのならば、その中に一体何を持ち込むのか。これをやらないさい、皆さんも努力してやりなさい、政治の側もこれに対ししっかりしたことを行いますよということにならなければ、事はそう簡単にいかぬだろと私は思うのです。したがつて、いま六十万は実質的には転換はほとんど定着しておらないという前提に立つて、いまのこの地域農業集団の育成とか土地利用型農業というものをもつと充実をさせていく、そのためには稻作と大家畜生産だ、こういう組み立てのように見えるのですけれども、中身はひとつとも、從来の感覚で言うと、こういうお話をこの前もずっと聞いているのですよ。今年これを特にここにまた言葉にされて大臣の所信として訴えられたものの中には、從来と異なる、ここまでいくんだよと、何があるならばぜひひとつお聞かせをいただきたい。

○金子国務大臣 所信に申し上げておるのは、率直に申し上げますと願望なんですね。考えてみると、いま阿部先生が指摘のとおり、私は全く同感

です。大変むずかしい問題なんです。米は毎年約十三万トンずつ需要が減つてきておるわけです。いわゆる一ヘクタール当たりの生産性は毎年上昇しておるということなんでござります。ただ、作付を幾らやらせるかということ自体、これは天候に支配されまして大変な大きな誤差も出ますし、いろいろ考えますと、朝令暮改で六十万トンを減反してみたり、八十万トンを減らしてみたり、あるいは米が足りないと聞いて五十万トンに落としてみたり、いろいろなことをやると、これは米作農家はたまたまものではないわけです。

それかといって、減反した分を、いまお話の中に触れましたように、畜産、牛だらう、こういうお話がありましたら、それが一番簡単なのかもしませんけれども、やはり足りないもの、大豆とか小麦、こういうものをどうして自給率を高めるかということに力点を入れなければならないと私は考えるわけですよ。そういうことを考えてまいりますと、容易ではない。したがつて、五十九年度に実施しなければならない第三期の水田再編の問題でも、これから予算編成までに検討を続けていきますが、大変な問題で、どういう見通しを立てかるかというのが非常に困難だというのが実情でござります。役所でかつての長い間の歴史、データを参考にして最善の結論を出したい、このようにしていま取り組んでおるところでございます。

○阿部(昭)委員 さつき局長が言われました、たとえば表は大豆をやつて、そしてその後に麦をやる、これはどのくらいの面積まで広げるという計画を持つていますか。具体的には、やりたい人はやれ、こういうことですか。それとも、ここまではぜひひとつ持つていこう、この麦、大豆の表裏の組み合わせで、たとえば六十万ヘクタールのうちここまでいるよ、そういう麦、大豆の組み合せに適合する地域は六十万のうちこのくらいあるよ、こういうものは何かお持ちですか。

○小島(和)政府委員 これは、かなり長期の作物別の生産の見通しとしましては、水田の裏表利用

ということを計算に入れたものはあるわけですが、これがいつまで転作田だけについて作物別の組み合わせについての計画と申しますか、それは持つておられません。具体的に、裏作の場合にはほとんど麦でござりますから、麦の表に何を入れるかというところについては、地域のいろいろな作物の組み合わせがございまして、先ほど麦、大豆の組み合わせを申し上げましたけれども、収益性の面から申しまして、また、需給事情が許しますならば野菜のようなものと収益性の高いものを入れていく、こういう選択も可能なわけでございまして、現にそういう組み合わせでやつておるものもござります。

に、私の地域でも、これは私が指導したのですよ。トマトをやれ、転換のために。ある農協管内で四十何町歩やらせたら、五年続いてきたら、カゴメの方があなたが来年からもう買いませんと言ってきた。しようがない、五年間余りかかるべつと技術的にもなれたものが、がらっとみんな変わらなければいかぬのです。さつきもお話を出ました。こんな問題が随所にあるわけです。

もちろん、それは何から何まで全部政府の責任、農林省の責任というわけにはいかぬ面もあるでしょう。しかしながら、六十万なら六十万というものを持つていいこうというのならば、やはり六十万へクタール全部このように転換させてこのようを持つていくくといふことまでははつきりしなくても、年次計画をちゃんと持つて、このくらいの面積はこういう条件下にありますからここへ持つていくとか、たとえば同じ転換をやるにしても、皆さんどうぞ御自由に自分の好き勝手なところを転換してくれなどと言わずに、まさにここにありますような集団的な、たとえばこの地域で二百ヘクタールなら二百ヘクタールを転換するんだといふならば、それを二ヵ所か三ヵ所に団地化をさせて、そして水の問題からいろいろな問題、全部やっぱりトータルでできちつと指導して、これはこの方向への転換を必ず何年間かの間に定着させるんだ、いまのところそんなものは何にもないのですよ。どうぞ皆さん御自由にやってください。そうするとどちらかといえば何かいろんな補助金みたいなもののを出すかもしれませんよみだりなことですよね。私は、それではいけないんじやないか。

少なくとも局長は、全国のそういうものを組み立てていく責任者ということなんではないかとうふうに私は思っているわけです。どうもそのかつこうでいくと、何年たっても転換は定着しない。現場でいろいろそれはそれなりの苦労をしていますよ。してしまいますが、政府、行政側とかみ合はないのですよ。せつせと苦労して、一つの小さな集落で四十何ヘクタールもトマトをやつたら、五、六年たつたらだめ。来年どうかわるか、これ

はいま大騒ぎですよ。やっぱり私はそこに一貫して、六十万ヘクタールを俯瞰した上で、どこへ持っていくかというものがなければいかぬのじやないかと思うのですね。

○小島(和)政府委員 六十万ヘクタールにつきましての計画というのではないわけでございますが、第二期の目標の六十七万七千ヘクタールを決めま

したときに、その六十七万七千ヘクタールについてどういう作物をはじめ込むことが可能であるかといふ全体の見通しのよくなものは立てるわけでござります。ただ、それはその都道府県別あるいは市町村別・集落別にブレークダウンいたしまして、これらの地域ではこういう作物をつくれと云う制限からうの指導をするべきなまこと、よし

い。国側からの指導としあることではなくてむしろ全体的なガイドラインというふうな意味でお示しをしておられるだけございます。特にむずかしいのは、ございまる活用しまして野菜の中の内

訳ということになりますと、これは御承知のよう
にトマトに限りませず、何十種類という種類があ
るつねでございまして、それらの作物の一つ一つ

のものにつきまして、地域別ないしは集落別にこれをおろしていくということはもう不可能に近いわけでございまして、それぞれの立地の環境も二

ながうひつておるわざでござります。

それから、どういう姿の転作が望ましいと考えるかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、ただいまの制度では団地化計算と

いう制度をとつておりますて、できるだけまと
まつた生産性の高い転作をやつてもらうといふ意
味におきまして、本来でありますと、そういう生

産性の高いものほど奨励金は少なくて済むのではありますけれども、逆にこれを奨励する意味において加算をつけるという制度をとつておるわけで

ございまして、その団地化加算の要件というの
が、いわば国にとって最小限度望ましい姿という
ものをお示ししたことになろうと思います。もち
ろん場所場所によりまして多少の応用動作を考え

ませんと当てはまりませんのですから、北海道、内地別あるいはその農村部におけるいろんな地域の特殊性を勘案いたしまして、要件にも幅を持たせておりますけれども、そういうものを一つ

○阿部(昭)委員 一方では米をやめてくれと言つ
る望ましい轉作の姿としてお示しをしてい
る。このういうわけでござります。

の望ましい転作の姿としてお示しをしている。この
ういうわけでござります。

て。片一方はかわれ、かわつてくれ。わが国で足らぬのはこれとこれだ、ここへこのようにかわれと。したがつて、私は、どの県にもどの市町村に

も大いに議論をさせて、国で考へておるのはこれとこれとこれだよ、そして、これとこれとにかくわつたものについては、当面、政治はこのように

責任を持つよと。だから、六十万の将来の転換した青写真はこれなんだというものがなければいかぬだろうと思うのです。お示しする程度では、十

年たつても二十年たつても転換は定まらない。定まりませんよ。局長が農林省にいる間は定まらない。もう十年、二十年農林省におられるかどうか

わかりません。そんなにもおられないでしよう。
その間には絶対に転換は定まらない。やはりもつ
ときちつとしたものがないといけない。これ以上

申し上げません。
それから、農業共済の制度。三年間冷害でした。
この冷害というのは大変な冷害で、私の地方など

は山間地がほとんど決定的にやられております。私は、いま、この山間地へ出かけてまいりまして、こんな山間地の毎年毎年冷害の起るようなどこ

ろで米づくりはやめなさい、肉牛にかわれと言
て盛んにハッパをかけております。ところが、農
業共済ですけれども、私のところだけではなく

て、方々である現象のようですが、五十五年の灾害のときは損害評価員の皆さんや何か、第一線で非常に苦労をして、御案内のように農業共済には立毛主義と申告主義という原則があります。その中で、きちんと損害調査をやって申告さ

昭和五十八年三月一日

事業というのをやつておりますが、これは間伐まで見ておる、二十五年生まで見ておりますので、これが非常に好評を博して要望が高うござりますので、こういう側面からさらに充実をしていかなければならぬと思つてやつております。

一方、融資の問題がございますが、これは農林漁業金融公庫の融資でございますが、現在、造林の、いわゆる小造林並びに公有林につきましては、これは三分五厘の金でございまして、償還期間三十年で、經營計画をつくりましてやる場合には四十五年まで見ると、ということです。しかしながら、現段階ではすでに一千万ヘクタールの造林地ができましたが、いま一番頭が痛いのは、資金が不足のために二十年生前後の間伐時期に参りましてなかなか管理が十分できないといふようなこともございまして、私ども今国会に上程しておりますところの森林法の一部改正並びに分収造林法の一部改正におきましては、特に市町村長さん方が中心になられまして地域農林業振興のための計画をつくりていただき、個人的にできない場合には森林組合、造林公社等に委託する、さらには資金関係でできない場合には、下流の皆さんの資金を育林に投入するための分収育林制度を今後考えまして、一緒になって山づくりをする、そういう政策をとつていくことも必要だらうと考えております。

いずれにいたしましても、林業問題は非常にじみでございますが、国全体の森林に対する要請はきわめて高うござりますので、いろいろの面からこれが実行し得るように、今後ともさらに努力してまいりたい、かように考へているところでございます。

○阿部(昭)委員 もつといろいろお尋ねしたいのですが、三分五厘というのは高過ぎますね。たとえば治山治水、よく言われますね。山を整備することによって災害などが非常に少なくなる、あるいは水資源とか空気とか、こういう面からいつたら、金利はゼロというわけにはいまの世の中の組み立ての上からいって無理なのかもし

されませんが、五十年からなければ還元されない、この割りには、私は、三分五厘などと言わずにもつと下げていいのじゃないかと思います。

それはそれとして、大臣に最後に向いたいのであります。さつきもお話を出ました。私は何と云うのか、金子大臣が在任中、歴代のずっと継続しておる問題をやはりそれなりにやらなければいけぬのだろうと思うのです。しかし、同時に、金子大臣の在任中にここがぐっと前へ進んだとか、ここが非常に特徴的な農政であり、あるいは水産政策であり、これであつたといふものを私は希望したいわけあります。大体、大臣を十ヶ月かそこらでどんどんかえていくこと自体私は大臣とは一体何かということを思わざるを得ないのであります。私は、金子大臣が在任中、從来のいろいろな引き継いでおる流れと経過があると思いますが、その中で、金子大臣のときにつのあたりががらつと変わつた、たとえば水田再編は幾らたつても定着しなかつた、これがびしつと定着するめどが立てられたとか、何か一つ欲しいということを考えるわけであります。そういう意味で、これから金子大臣の農林水産政策を進められるに当たつての所信を私拝見しましたけれども、率直に言うと従来の延長そのままなんですね。総論としては確かにみんなわかるのです。しかし、いま日本の農業の中で言えば、さつき私が一、二のことを探し上げましたが、水田再編なら水田再編のように、六十万がこういうやあいにちやんと転換することが金子大臣のもとでしつかり固まつたことになるとか、やはり何かがなければいかぬのはなるかと思いますが、最後に、ひとつ大臣のお考えを伺いたいと思います。

○金子国務大臣 阿部先生の御激励、大変ありがとうございます。

ただ、私の在任中どこまでどのようにどの点

を、いわゆる農村が安心して今後農業に取り組む、後継者がどんどん意欲を持つようになるような農政を打ち立てるかということは、だれしも政治理家ですからいろいろ野性も持っておりますが、先ほどちょっと触れられておりましたとおり、ぐるぐる大臣がかわるものですから、それでその点いささか心配ですけれども、どんなに短い在任期間でも、やれるだけのことはひとつやつて、御期待に沿いたい、このようになっております。

○阿部(昭)委員 時間、もう五、六分いいですね。

林野庁長官は国産材の供給体制を確立する、こういうことをおつしやつておりますが、私の認識では、いま国産材はほとんど売れないのですよ。私の周囲でも林業をやっておる人がたくさんいます。この皆さん、年々ずっと山が売れない。ほとんどが港に揚がつてくる外材、そういう情勢になつておるのですね。したがつて、国産材の供給体制を強化する、確立をするためには、一体どういう角度から、たとえばもつと木造住宅がよいけい建つようになるととかいうことを考える。しかし、住宅政策の方はどうかというと、木造住宅がどんどん建つような、そんな住宅政策を建設省では出していくませんね。住宅政策に私非常に不満があるのですけれども、むしろちょっと後ろ向きという感じさえしますよ。住宅政策が景気対策のかなめなどと言ひながら、どうも住宅がほんほん建つていくような、そんな流れにいまない。そうするとと、ここでおつしやつておる国産材の供給体制の確立というのは一体何なのか。これは言葉だけでは終わるのじやないかといふ気がしてならぬわけですか。

本当に私たちの身内の中に山をやつている人がたくさんおつて、この皆さん、昔なら山を少々やつておるところは、みんな山村地域では大変よかつたのです。この十年くらいの間、山村の山をやつておる連中なんて、みんな全然どうにもならぬという状況にありますね。したがつて、この国産材の供給というのは、言葉だけじゃなくて、どういふ角度からやろうとなさつておられるのか、ぜひ

○秋山政府委員　お答えします。

これまでの国産材の生産体系を見てまいりますと、一番の欠点は、森林所有者と素材生産業者あるいは製材加工業者という方々が一緒にになって一つのシステムとして体系づくりをしていかなかつたというところに問題点があるわけでございます。

そこで、私ども今回検討しておりますのは、それぞれの地域の特性を生かしましていわゆる地域林業地帯形成という中で、川上、川下と俗称呼んでいますが、森林所有者、木材加工業者並びにそれをまとめるところの市町村長さんも一緒になりまして、計画的に国産材を生産するという、そういう協定を結びながら流通機構の整備拡充、担い手等の育成をいたすとともに、やはり木材を安く出すためには林道が必要でございますので、特に林道網を重点的にそういう地域に整備いたしまして、それらを総合的な形で足腰の強い林業生産地帯をつくろうということで進めております。

なお、国産材の産業振興資金におきましても枠を拡大いたしまして、間伐を含めました素材生産により低利の金利が使えるようなことも現在考えておりまして、以上のことを総合して進めてまいりたい、かように考えております。

○阿部(昭)委員　終わります。

○山崎委員長　午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時三分開議

○山崎委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。武田一夫君。

○武田委員　まず、大臣に二、三點お尋ねいたしました。

農産物の自由化、枠拡大の問題について、大臣は、今後絶対にそうした要求には応じないといふかたい決意をお持ちかどうか、この点、まずひとまず。

午後一時三分開議

委員長 午後一時から再開することとし、
休憩いたします。

○兩部(留)教訓 終つりま十。

ておりまして、以上のことを総合

により低利の金利が使えるようなことも現在考

帶をつくらうということで進めております
なお、国産材の産業振興資金におきましても、
玄武のこくみん、同成と合つて三ヶ月計三

林道網を重点的にそういう地域に整備いたしまして、それらを総合的な形で足腰の強い林業生産

手等の育成をいたすと同時に、やはり木材を安
出すためには林道が必要でございますので、寺

れをあとめると、この市町村長さんも一緒に今まで、計画的に国産材を生産するという、そ

林業地帯形成という中で、川上、川下と俗称呼びますが、森林所有者、木材加工業者並びに

といふところは問題点があるれりでござります
そこで、私ども今回検討しておりますのは、
れどもひの地域の特徴を三つ、二つめの地

るいは製材加工業者という方が一緒になつて
つのシステムとして体系づくりをしていなかつ

これまでの国産材の生産体系を見てまいりま
と、一番の次点は、森林所有者と素材生産業者

—

つ確認しておきたいのでござります。

○金子国務大臣 これまでもずっとお答えを申し上げておるござります。本委員会でも決議をいたしておりますので、この決議の趣旨を十分踏まえまして取り組んでまいりたいと思います。

○武田委員　自由化の問題につきましては、人に
よつては、当面は強い抵抗を示すようであつて
も、時間の問題で、市場開放は必至であろうとい
う見方をしている方もいるわけであります。でき
るだけ先に延ばさようとしているようではあるけ
れども、国際化に耐える農業をつくっていくこと
も非常に困難なだけに、これは本当に時間の問題
としていざれ自由化に踏み切るのではないかとい
う心配をしている人がいるわけであります。これ
は私たちにとっては非常に重大な問題だと思う
ですが、そういうことはない、いろいろと対米國
の関係もあり、向こうの事情もあるのでしょうか
れども、こういうふうに先延ばししているのは市
場開放への時間稼ぎではないのだ、いろいろとそ
の対応で苦労しながらこういう状況にあるのだと思
私は思いたいのですが、将来の市場開放は大
きな問題であります。時間が問題というようなことはあり得ないと大臣
としては言えるでしようか。

もちろん、私どもいたしましても、わが国の農業を国際競争力の備わった農業に体質を強化していくべきだと考えておることは事実でございますが、私どもいたしましては、いま、現存のI.O.を撤廃し得るという展望を持ち得る状態ではないと認識をいたしておりますので、自由化に関する態度が少し時間がたてば変わるというようなものではございませんので、その点は御理解をいただいておきたいと存じます。

○武田委員 これまでの自由化あるいは拡大の問題等におけるわが国の対応は、農林水産省と外務省、通産省、いろいろと思惑があつて意見の統一ができないで、どちらかというと外務省や通産省が先にいろいろな発言をいたしまして、農林

水産省が非常に迷惑をこうむつたといふようなこ

ともあります。大臣としましては、こういう閣内あるいは省官間の意見の不統一などというものを今後絶対に起こさないような努力をしなければならぬと思うわけでありますが、そうした態度で厳然とこの対外貿易に取り組んでほしいと思うの

○佐野(宏)政府委員 先生御指摘でござりますが、私ども、外務省と一緒に对外經濟問題の分野で仕事をしてまいりまして、外務省も私ども農林水産省の立場については十分理解と認識を持つております。特に差し出がましいことをわきながら言われて迷惑を受けたというようなことは幸い今まで経験せずに参りました。今後とも外務省は私どもの立場を十分理解し、農林水産省の責任でこの問題が処理されしていくという方針を外務省も支持しておるということをお答えしておきたいと存じます。

○武田委員 大臣としても、農林水産省としてわが国の農業を守るという観点から、しかとした確信のある対応をとつてほしいと思うのですが、どうでしょうか、大臣。

○金子国務大臣 私は、従来とも、就任以来ずっと、わが国の畜産、柑橘を中心とした競合する農家に少しでも不利益を与えることは許されないと、いう立場に立つてその主張を続けてまいりておるのでございます。

○武田委員 次に、農林水産予算についてお尋ねしたいのでありますけれども、今回の農林水産予算の全体を見ますと、非常に厳しい財政事情もこれあり、農家の方々、生産団体もそのことを一様に厳しく受けとめているわけでありますが、そういうふうに私たちを考えるわけですが、そうなりますと、地域経済を担うのはこの農林水産の大好きな役割りではないか。こういうとき、やはりその役割りをわれわれは、そしてわが国は一層重視しなければならない、私はこういうふうに思

うわけです。この点について、大臣はどう

か。私の考えに賛成をしていただけます。

いましようし、また、具体的には予算におきます

よう
総生
シエアを見るとか、そういういろいろな手法があ
ろうかと思ひますけれども、予算におきますシエ
ア、たとえば現在では総予算の中では七・二%、
あるいは最近では国債費あるいは地方交付税交付
金等ふえております関係で、実態的にはむしろそ
ういうふうに見つかることでござります。
まし
ノ威

域に少消費されておられたのた
くさい山陰、きま
公務員全体の数から見ますと、農林水産省の行政担当職員が約一割程度いるというような点も大きな農林水産行政に対します國の姿勢を示すものであるというように考えております。

○武田委員 大臣に答えてもらいたかったのです
が、いま答えたの中に、農林水産業の國家経済の中における位置づけの指標の一つに、総予算に占める農林水産予算のシェアがどの程度のものかといふのも大きな一つのめどになるということです
が、私も、それは大事な一つの指標としてしっかりと見ていかなければならぬと思うのです。
しかし、ずっと見てきますと、残念ながら年々な
く、その割合が非常に低くなつてきている。昭和五十
年度の一〇・二%から、以来ずっと一〇%を切り
まして、いま話があつたように、五十八年度では
一般会計に占める割合が七・二%まで落ち込んで
だ、こういうことであります
が、日本の農業の重
要性は、これは國家の安全保障といいますか、そ
ういう面ではもう防衛以上に大事な分野であります
から、こういうときほど、財政事情が困難であ
る、非常に厳しいという事情であればあるほど農
業といふものの存在価値が大切なものであるなら
ずから、踏ん張つて、たとえば一般会計の中に占める
農林水産の割合が一〇%は必要である、國が農林水
産業に相当力を入れてゐるんだといつたの基
準であるとすれば、そのぐらいはやはりがんばら
なければならぬし、がんばつていくのは当然だ
と私は思うわけです。しかしながら、この調子で
いきますと、財政の厳しさによって、もうそれに
応じてどんどん落ち込んでいくとなれば、いよいよ
よもつて、口先だけで大事だ大事だと言つていろ

けれども、われわれ農林水産業のことは余り真剣に考えてないのじやないかという、そういう生産農家の皆さん方の希望に沿えないような、というよりも、希望を失わせるような状況になりかねないと私は思っているわけですが、この点はやはり反省して、もつと踏ん張って、ひとつそういう農林水産業の地域経済における重要性というものをしっかりとやはり財政当局にも訴えて、それで、国が挙げてそうした重要な産業を守る対応としての予算措置をすべきだ、私はこう思うのです。どうでしょうか、この点について。

○角道政府委員 いま武田先生御指摘のとおり、農林水産関係予算は、五十年度から見ますと、確かに継予算に対します比率におきましては五十年度一〇・二%から五十八年度予算案では七・二%というように下がっていることは事実でございます。ただ、これには、五十年当時に比べまして、國債の関係の償還経費、利払い費等が非常に増額しておる。また、地方交付税交付金につきましても、一種の当然増経費でござりますけれども、これも非常にふえているという関係から、見かけ上いま申し上げましたような数字になつておるわけございまして、こういう國債費あるいは地方交付税交付金、あるいは特に五十八年度におきましては五十六年度決算補てん金の戻しがござりますが、こういうのを除きまして、通常一般歳出と言つておりますが、これを前提にして見ますと、五十年度一三・七%、五十三年度におきましては一一・九、五十八年度におきましては一一・一と、五十三年度以降大体一・%台を維持してきておる実情でございます。国の予算全体を見ましても、社会保険経費であるとかその他の科学技術関係、あるいはその他の財政需要の増大等からいろいろ厳しい財政下の中におきまして、私ども最善の努力をしているわけでございます。

また、このシェアのほかにもう一つお考えいただきたいのは、実績におきまして見た場合、たとえば五十七年度をとりますと、農林水産関係予算是、五十年度に比べまして、五十年の二兆一千億

から三兆七千億、約七割の増になつております。この間の物価等の上昇率を見ますと、たとえば卸売物価では三六%、CPI、消費者物価では四七%と比べましても、実質的な予算の拡大といふことは、こういう物価上昇の中と対比をいたしましても、そこに非常に私どもは力を入れているという点について御理解をいただきたいと思うわけだと思います。やはり私ども農林水産業を振興していく上には、補助金を中心にして農林水産関係予算というのは非常に重要な政策手段でござりますので、この拡充には今後とも努力してまいりたいと考えております。

○武田委員 生産性の向上という問題で、EC諸国と同水準程度の農産物の価格の実現ということを一つの大きな今後の課題として取り上げているようありますけれども、このためにいろいろな条件整備が必要だ。そこで、土地改良の問題で、果たしてこういうことが着実に、そしてしかも確実に実現できるものかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思うのですが、第三次土地改良長期計画ですか、これはどういうふうになつておるのですか、簡単に説明をしてください。

○森実政府委員 第三次土地改良長期計画ましては、二月一日の閣議で方針を了解していただきまして、現在、関係機関、農政審議会等の意見を聞くための手続を進めておりまして、近く闘議決定を得たいと思っております。

内容としましては、今後五八年から十カ年間に三十二兆八千億円の投資を予定しております。その金額の設定に当たりましては、農政審の示された基本方向と、そのものを頭に置きまして、一つは農地の整備率をおおむね七〇%程度まで引き上げていきたいということ、それから目標年次に農用地面積五百五十万ヘクタールを確保したい、こういうことを一つの基本的な指標として積算したものでございます。

○武田委員 そこで、今まで第一次、第二次と計画がありました。それで、第二次土地改良長期計画は、調整費を除いて考えればほぼ一〇〇%の達成率であつたことは事実でございます。

しかし、反面、その間における資金、物価等の動向を反映いたしまして、ネットの事業量は五割を若干割った。また同時に、達成面積、たとえば造成面積とか整備率等も目標の大体五割以下であつたところが、実質ベースでは、いわゆる四十七年度価格で進捗率が四九%。当初計画が十三兆円、実績見込み六兆三千六百九十四億円。それから面積ベースで言えば、圃場整備が四九二%、計画百二十万ヘクタールが、実績見込み五十九万一千ヘクタール。それから畠地総合整備、これはわずかに一六・六%の進捗率。六十万ヘクタールに対して十万ヘクタール。それから農用地造成が四二・三%。七十万ヘクタールに対して二十九万五千ヘクタールですか。それから農地造成が三六%。これは、三十万ヘクタールに対して十万八千ヘクタール。草地造成が四七%。四十万ヘクタールに対して十八万八千ヘクタール。いずれにしましても、これは非常に心さびしい限りの進捗状況ですね。それからまた、農地の整備の現状を見ますと、田畠の整備率が、五十六年度末で田畠三九・一、畠が三三・六、こういう状況です。こういうことを考えますと、これから、先ほども要するに五百五十万ヘクタールの土地がなければならぬ、それがなければ、六十五年の見通しにおける、日本人が一日二千カロリーでしたか、一千五百五十万ヘクタールの土地がなければならぬ、それがなければ、六十五年の見通しに、いままでの実績からいって、こういう非常にさびしい状況は相当反省をしてもつとピッタリを上げていかない、第三回計画もこのようないつかないような状況になるということを考えますときに、いままでの実績からいって、こういう非常にさびしい状況は相当反省をしてもつとピッタリ上げていかない、第三回計画もこのようないつかないような状況になるということを考えます。

○武田委員 当初、三十二兆八千億というものは三十七兆円という要求であったと伺つておるわけですが、それが三十二兆八千億に圧縮された事業量をすべて含めて計算しております。なお、この第三次の土地改良長期計画のパックデータと申しますか、積算におきましては、第二次土地改良長期計画で実質的に達成できなかつた厳しい数字であり、このためには今後格段の努力が必要であろうと思つております。

なお、この第三次の土地改良長期計画のパックデータと申しますか、積算におきましては、第二次土地改良長期計画で実質的に達成できなかつた厳しい数字であり、このためには今後格段の努力が必要であろうと思つております。

○武田委員 当初、三十二兆八千億というものは三十七兆円という要求であつたと伺つておるわけですが、それが三十二兆八千億に圧縮された事業量をすべて含めて計算しております。このことによって、特に土地改良の立ちおくれの目立つ山間地などのいわゆる条件の悪いところの農地の確保に問題が出てくるのではないかという心配があるわけになりますが、その点はどうですか。

○森実政府委員 三十七兆円の予算要求が三十二兆八千億ということに最終的に査定、調整されたことは事実でございます。

この事務的な意味での積算といたしましては、具体的に申しますと、農地の壊滅見通しというものが、当初の要求時点に比べて最近の数字で修正してみると壊滅がかなり鎮静化してきているという事情があること、それから、防災事業の計画について緊急性のあるものがある程度しばつたということ、それからそのほかでは、目標整備率の一部修正、土地利用の集積の見通しの修正等によつ

たいと思います。
○森実政府委員 お答え申し上げます。

○森寅政府委員 お答え申し上げます。

○武田委員 いずれにしても、造成と壊廃を見てみると、一万ヘクタールですか、減つてること

関係、経営者との関係で考えていかなければならない側面があるだろうと思います。

効力の急速な二次産業等への流出のもとで、土地の利用率が下がつてきているということは事実で

農地の壊廃につきましては、四十年代後半から五十年代の初めにかけましては、委員の御指摘のように十万ヘクタールに近い壊廃が行われたこと

は減つて いるわけですね。しかも、この減つてい
く部分 とい うのは、一般的に優良な農地なんです
ね、大体 平たんな。つくる方は山とか、そ うい う

そこで、問題は、農用地造成された土地の生産力でございます。御指摘のように、実は四十年代までは農用地造成の土地生産力が低かつたこと

ございます。その意味では、労働力の移動が大きかつた中山間地帯の利用率が下がっているというふうな特徴もございますし、それからまた、大都

人材育成 自然環境を含めて事業でこれをいいます。最近、経済成長の鈍化、その他の事情を反映いたしまして、稼働率は急速に減っておりまして、大体四万ヘクタール前後でございます。これに對しまして、農用地の造成はどうにかこの一二、二年、年間三万ヘクタール前後、あるいはそれを上回る水準ということになつてまいりまして、そんなに大きくギャップがあるという状況ではなくなつてきておりますことは事実でございます。私どもといたしましては、やはりこういった状況をさらに目標に近づけるために改善していく努力ということを各般にわたつて積み重ねることが必要だらうと思つております。

それから、生産性の問題からいつても、生産力といいますか、こういう問題からいつても、そこには二重、三重の、穀物の生産の面からいうと非常に落ち込みというのがあり、これは常識的に考えて相当減つていくんじゃないかという心配があるわけですよね。そういう点はどうですか。それでもある時点までいけばそんなことは解決できて、きちんと、言うなれば一日二千カロリーという最低のエネルギーを獲得できるだけのそういう穀物等の生産は可能なんだ、こういうことは間違いないで生きるからという、そういう確信はお持ちですか、どうですか。

は、千葉県の水田を除いては算入してござりますし、かし、最近は非常に単収が上がってきておりまして、草地の例、麦作の例、大豆作の例等を事例的に調べてみますと、全国の平均ないしはそれより高い水準にあるという状況が生まれてきております。これは、やはり農用地造成なりその後の一連の開発過程を通じて、土壤の管理、土壤の造成といふものにかなり行政としてもウエートを置いてきましたし、何と申しましても、こういつた新しい農用地を取得し、そこで経営を営むという人は中核農家群でございまして、この方々の経営努力、技術努力というものがあるわけでございまます。

市辺交の水田の利用率が下がってきてはいるといふことは、一つのマルクマールではないかと思ひます。私たちも、やはりこの問題を解決していくために、一つは、主体的な条件としては、中核農家の育成という問題が大きな課題だらうと思ひます。中核農家群の占める経営比率というものを高めていくことが、やはり土地の利用率の向上に直結するという側面を重視していかなければならぬと思います。そういう意味で、地域農業集団の育成あるいは構造改善事業の新しい展開等も今年度の施策で図つたわけでございますが、その努力を組織的に展開することは土地利用率の面からも重要な課題だらうと思ひます。

この意味におましましては、一つはいろいろの議論もありますが、やはり農用地造成という問題に積極的に取り組む姿勢が要るだらうと思います。それからもう一つは、やはり壊滅の抑制という問題を、農振法あるいは都市計画法等の合理的な線引きの問題、それから転用規制の合理化の問題等を通じて國つていくということに組織的な努力が必要だらうと思います。

○森実政府委員 たとえば いま宅地に年間約一万ヘクタール、既往の農地が提供されております。しかし、その半分である五千ヘクタールは実は市街化区域の農地でございまして、全国の農地の五%を占めている市街化区域の農地が宅地供給の半分を請け負っているという現実があるわけでございます。

確かに、抽象的に考へるならば、平場の都市周

そういう意味で、私はやはり産業の立地の変化というものは受けとめながらも、新しい農用地造成が行われた地域における高い土地生産力の実現ということについては、実績も上がってきておりまして、これから努力を続けていく必要があると思っております。

○武田委員 わかりました。それは今後の大きな課題だと思うのですね。これは、技術的な問題等

それから一番目の問題はやはり土地整備の整備という問題だらうと思います。非常に区画の小さい、機械化のできない圃場、排水不良の水田等において利用率が低いということは明白な事実でございます。そういう意味においては、御指摘のようになかなか厳しい状況があり、努力が必要とされることは事実でございますが、基盤整備事業というものの計画的な推進ということが、長期的

今日の膨大な宅地需要というもののについて、組織的に農地がその潜在供給者として果たしているという面は事実として否定できませんし、それはそれなりに評価しなければなりませんけれども、やはり秩序ある線引きなり壊廃、転用ということを考えなければならぬと思います。またさらには、やはり中核農家の育成なり基盤整備事業の推進等を通じまして、どうやつて土地の利用率を上げていくかということも重要な課題だろうと思つております。この問題は、いわば農政の基本的部 分であり、各般の施策にかかわる問題でございま すが、総合的な努力を続けてまいりたいと思つて おります。

辺の農地 過去の歴史においては高い生産力を誇った水田を中心とした農地が壊滅されて、山場で草地を中心とした農用地造成が行われている姿は事実でございます。しかし、一つは、やはり今日の限られた日本の国土資源のもとで土地の利用、産業の立地というものを考える場合、事実として都市周辺の農地が壊滅され、農業の新しい新天地の開発、造成ということがそういった従来の僻地において行われるということは、自然の経済の姿として受けとめていかなければならぬだろう。また、そうでなければ、現実にその農地を經營していく農家もなかなか確保できないといううえで、やはり土地の問題というものは所有者との

○森実政府委員 稲作転換対策等も一つの誘因となつたことは事実でございますが、やはり農業労働地の転用の抑制ということを強調されました。これもやはりしつかりとしてほしいな、こういうふうに思います。

それで、もう一つ、農地の管理が悪くて事實上荒れ地になつているというものが、休耕田が減つているとはいひながら、いまだにかなりありますね。これの対応をどうするかという問題ですね。これはやはり真剣に取り組まなければいかぬときでないか、こう思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

に見ればその問題を解決する物的な条件たるうと思つております。
そういう二点を中心にして、総合的な努力を続けたいと思ってゐるわけでござります。
○武田委員 それから農地の利用率の問題でですが、大体いま全国平均で一〇三%ですか。これは、一二二%くらいの見込みをしているわけですね。だから、それでは一二二%まで持っていくにはどうするのだという、一二二%という数字が出たその根拠はどうなんだというと、十分な説明がされていないうえ見えるわけです。今後、この耕地利用率の停滞の壁をどのように破るかという、その対応策はしかと示さなくてはいけない。といふ

のは、これは昭和三十五年くらいは一三四%くらいですか、大体そうですね。その後、麦や大豆等の作付が激減したためにどんどん落ち込んでいったわけです。それでようやく最近になつて、麦類とか飼料作物の裏作への導入などのそういう方向性というものが功を奏したといいますか、やや上向きになつてきました。過去三ヵ年で一〇三%前後という状況まできた。だけれども、三年間で一〇三%。まだまだ昔に戻るまでは相当苦労が必要る、こういうわけありますから、この一一二%という耕地利用率まで持つていくためにはどういふ方法でこれを達成するかという方途はしっかりと示しながら、その示された方向に向かつての対策、実行といいますか、やらなくてはいかぬと思ふのです。この点はどういうふうに考えているわけですか。

○森実政府委員 お答え申し上げます。

長期見通しの一一二%という数字は、御案内のようによつて作面積の長期的な展望に立つて土地利用率を出したものでございます。問題は、やはりそういうことが可能になる条件をどう整備していくかということではないかと私ども概念するわけでございます。

先ほども御指摘がありましたように、休耕地を減らしていく、捨てづくりを減らしていく、それから裏作なり周年利用の作物の導入を図つていくという問題が重要な課題だらうと思います。その意味におきましては、一つは、農業に精進する中核農家の生産比率を高めるための構造政策の組織的展開という問題が第一の課題だらうと思いますし、第二は、裏作の導入や機械化農法の導入が困難な圃場や農地を減らしていくための基盤整備事業の推進という問題も重要な課題になるだらうと思います。なお、それ以外に、大家畜を中心とした畜産業の発展の中でやはり飼料作物がふえてくる。この飼料作物について、できるだけ、たとえば西日本等においては周年利用の体系をつくつていくということも、利用の可能性を通じて作付の比率を上げていくわけでございまして、重要な課題

題たるうと思ひます。そういう点を総合的に考えて、具体的な努力を続けてまいりたいと思つております。

○ 武田委員 この問題はこの辺にしておきますが、いざれにしましても、農地の保全ということは相当力を入れていませんと、日本の将来にとって非常にゆきしき問題が起つてくる。健康で豊かな食生活を保障して生産性の高い農業の実現、そしてさらに食糧の安全保障の確立というような問題にも蹉跎を来す重要な問題でありますし、今後また機会を見て質問できなかつた点はお尋ねしたいと思うのですが、特に力を入れていただきたいということをひとつ要望しておきたいと思います。

最後に、転作の問題についてちょっとお尋ねします。

まず、大臣にちょっとお尋ねします。

總かあつても十分に対応できるようにしておいたければならぬというふうに私は思つてゐるわけでありまして、こういう農家の御苦労を考えた上でこの政府の温かい心配り、これは必要だと思うのです。

そういう点で、早目にその方向性を示しながら、きつと農家の方々もそれなら任せてくれと言えるような方向を早く展開をしてほしい、こういうようだと思うのです。これはひとつお願ひしたいと思うのですが、どうですか、大臣。

○小島(和)政府委員 第三期水田利用再編対策につきましては、ただいま大臣からお答え申し上げたとおり、ただいま省内で銳意検討中でございまして、その中には需給のスケールをどう見るか、潜在生産力をどう見るか、あるいは消費の動向をどう見るかという問題がございますれば、転作率

ころは、おしゃれな米ばかりでなく、おいしい米を食べたかった。しかし、ちよつとくらい高くてもおいしい米を食べたかった。いという人たちの方がいま多いのだそうです。ですから、そういうような志向、消費者に好まれる米をつくるところは、この水田利用再編対策においても制約なくつくれる方向での政策誘導も第三期では考える必要があるのではないかと私は思うのですが、この点はどうでしょうか。

○小島(和)政府委員 確かに消費者の側からの良質米志向というのは大変強いということは私どもも承知いたしております。ただ、御承知のようないくつかのスケールで水田利用再編対策を実施するに当たりましては、全国の各地域の農家の方々にそれぞれ御協力を願わなければならぬわけでございまして、特定の地域は対象から除外するという扱いもなかなかできにくいという事情も御理解いただきた

○武田委員 この問題はこの辺にしておきますが、いざれにしましても、農地の保全ということことは相当力を入れていませんと、日本の将来にとって非常にゆきぎ問題が起つてくる。健健康で豊かな食生活を保障して生産性の高い農業の実現、そしてさらに食糧の安全保障の確立というような問題にも蹉跎を来す重要な問題でありますし、今後また機会を見て質問できなかつた点はお尋ねしたいと思うのですが、特に力を入れていただきたいということをひとつ要望しておきたいと思います。

最後に、転作の問題についてちょっとお尋ねします。

まず、大臣にちょっとお尋ねします。

第三期の水田利用再編対策をどのようにしていくかという一つの方向性は、早く、いまのうちにできればもうそろそろ明示してもらいいのではないかと思いますが、どうでしょうか、大臣。

○金子国務大臣 第三期水田利用は慎重に取り組んで結論を出さなければならぬと考えています。したがつて、五十九年度の予算を編成するまでは仕上げたい、そういう目安のもとにいま感んに検討を続けておるところでございます。

○武田委員 農家の人たちにとっては、早目にその方向性というのを教えていただきないと、いろいろな準備の都合もこれあり、特に、いまでは大変苦しい中で、大体全国的に転作目標を出された場合にはそれを上回る減反をしまして御苦労をなさつてきたわけでありまして、その間に三年経きの冷害があつたということで、いま六十万ヘクタールに緩和措置をしていただいているけれども、今度これがまた六十七万七千ヘクタールですか、そこまでいくとすれば、かなりまたぐんと第三期というのは御苦労しなければならない。そうすると、それに対する対応というのは、これはやはり早目のうちに出していただいて、どういう事

總かあつても十分に対応しておかなければならぬというふうにありまして、こういう農家の政府の温かい心配り、こうす。そういう点で、早目にそら、きちんと農家の方々も言えるような方向を早く展もうように思うのです。こういふと思うのですが、どうぞ小島(和)政府委員 第三回つきましては、ただいま大体たとおり、ただいま省内で潜生産力をどう見るか、どう見て、その中には需給のスケーリングを見ると、どう見るかという問題もござります。

きるようにしてあります。私は思つてゐるわけであるが、御苦労を考えた上で、これは必要だと思うので、この方向性を示しながら、それなら任せてくれと開をしてほしい、こうはひとつお願ひしたのですが、大臣。すから、そういうような志向、消費者に好まれる米をつくるところは、この水田利用再編対策においても制約なくつくれる方向での政策誘導も第三期では考える必要があるのではないかと私は思ふのですが、この点はどうでしようか。

○小島(和)政府委員 確かに消費者の側からの自賛米志向といふのは大変強いということは私どもも承知いたしております。ただ、御承知のようなスケールで水田利用再編対策を実施するに当たりましては、全国の各地域の農家の方々にそれぞれ御協力を願わなければならぬわけでございまして、特定の地域は対象から除外するという扱いもなかなかにくいという事情も御理解いただきたく

慧があつても十分に対応できるようにしておかなければならぬというふうに私は思つてゐるわけでありまして、こういう農家の御苦労を考えた上でこの政府の温かい心配り、これは必要だと思うのです。そういう点で、早目にその方向性を示しながら、きつと農家の方々もそれなら任せてくれると見えるような方向を早く展開をしてほしい、こういうふうに思うのです。これはひとつお願ひしたいと思うのですが、どうですか、大臣。

○小島(和)政府委員 第三期水田利用再編対策につきましては、ただいま大臣からお答え申し上げたとおり、ただいま省内で銳意検討中でございまして、その中には需給のスケールをどう見るか、潜在生産力をどう見るか、あるいは消費の動向をどう見るかという問題もございますれば、転作奨励金の枠組みをどうするかという問題もござります。したがいまして、短時日の間に結論が出にくいために、今後も転作の状況なりあるいは米需給の問題をよく踏まえまして、慎重に検討いたしたいと思っておるわけでござります。

ただ、そうは申しながら、ある程度予見性をもってほし、こういう御希望もあることは事実でございまして、特に本年度目標面積を軽減するに当たりまして、五十八年度はわかつたけれども五十九年度はどうなるのだということが各県からも大変強い御希望でござりますので、五十八年度の大転作目標面積を決定するに当たりましては、第三期への円滑な移行に配慮する、こういうことを決めて定文の中に盛り込んでございまして、定量的なことは必ずしも申し上げられないでござりますけれども、五十九年に移行するに当たりまして現地で無用な混乱が起らないように十二分に配慮していく、こういう思想は申し述べておるわけでございます。

○武田委員 大事な点は、私は今後考えていただきたいことは、やはり消費者に好まれる米をつくっていることですね。大体おいしい米をつくっている

ば何とかやつていけるという地域があるのです。
もしこれがばつさり切られるようなことがあれば
恐らく大変な混乱が起るであろうということを考えますときには、現在の転作奨励金というやり方から、いわゆる生産物に対する価格保障という方向はやはりこの辺で考えて、何か研究をしながらしかと対応をやっていく方向に國は取り組む必要があるのじやないかというように思うのであります
が、その点はどういうふうにお考えでございま
すか。

費増は望めない、また、現在の食生活から見ましても大体二千五百カロリーが頭打ちになる、この中での消費の後退であるというようなこともありますし、需要の面からの大きな制約がありますので、これに従つて今後農作物をどのように価格を考えていくかということにならうかと思います。

その上におきましては、価格政策が本来持つべき機能といったしましては、価格変動の防止といふことがまず第一でございますので、やはり価格安堵、これは消費者の口からいふ三者の方々

この間の中曾根訪米で、あの際に何か異変が起きたやしないかという心配を農業団体も持つたし、われわれも持つたわけですが、表で知る限りにおいては、貿易自由化が約束されたというふうな気配はありません。ただ、問題は、桦の拡大についてはレーガンとのさしの話もあつたわけですから、そういうようなところでどんなふうに語られたのか、その辺、私どもはまだ疑心暗鬼であります。

くつて帰つておるわけです。
そこで、ただいまいろいろお話をあつたとお
り、憶測があることもよく私どもも理解できるわ
けでござりますが、これだけ日本の農家が市場開
放はまかりならぬ、枠の拡大さえもいまは困ると
いうことを言つていますので、専門家同士の会議
で、この日本の国内事情、農村の事情をよく説明
して理解を求めていくならば、ある程度の理解は
できるのじやないか、こういう考え方でおりま
す。したがつて、これからはその専門家同士のい
うふうな話し合ひでありますけれども、そつとおさ

この点についてお答えいたさうして、
間を終わらしていただきます。
○角道政府委員 転作奨励金の問題につきまして
は、臨調その他から早期廃却というような指摘がありま
ございまして、私どもいたしましても、未来永
劫この転作奨励金を続けるということにつきま
してはまだまだいろいろ問題はあるうかと考えてお
ります。ただし、現段階におきまして転作物と
水稻の間に非常に大きな収益差があるという段階
におきましては、転作を進める上におきましてや
はり奨励金というのは非常に重要な誘導策であ
るということで、私どもはこれは当面維持してい
く考え方であります。その額、方法等につきま
しては、先ほど農畜園芸局長から話がございました
ように、第三期対策に当たりましてどうするかと
いうことも、現在、省内で検討いたしておりますとこ
ろでございます。

定 これは消費者の面あるいは生産者の方々からいたしましても、価格安定ということは第一の急務であるという方向を基本にして運営をしてまいりますとともに、今後、現在私どもがやつております需要の動向に応じた農業生産の再編成といふ方向を考えますと、やはり需給調整の機能も考える必要がございます。また、現在の農業家の置かれた地位、たとえば転作奨励金に象徴されるようなことでございますが、今後の農業を担う中核農家というものを育成する上におきましては、やはり中核農家を志向した所得政策というものについても当面は配慮していくかなければいかぬというような点がございまして、これらの点を頭に置きながら、基本的には生産性向上を進めながら、農業政策を担う中核農家の育成に重点を置いて今後の価格政策を当面は運用していくかたいというように考えております。

サミットがありますけれどもこのときはまた何か手みやげというようなかつこうで、自由化はなしにしても、枠の拡大の問題が持つていかれやしないかという一つの心配、それを乗り越えても、今度は六月末の参議院議員の選挙、その選挙が終わったらまた何かするのではないかというふうな心配もあるわけであります。

特に政府は、昭和四十六年に、参議院議員の選挙が終わって二日後にグレープフルーツの自由化をやつたという前科を持っていて、ですから、レーガン・中曾根会談において、これはどちらも政治家なんだから、選挙が大変だから選挙の前に結論を出すというようなことはしないということとで、何か魚心水心というようなかつこうで、こうの方も、選挙が終わつたら何がやるんだな、そういうことを思つているから、いまちよつと向こうの要求がおさまつているような気がしている

われる事務的な詰めが始まったならば、努めておかず國の実情を話して、市場開放されて必要でないものまで売りつけられては困る、そんなものを倉庫に入れて持ち越すようなことはわが国ではできなといふことと、もう一つは、もし異常事態が作柄に起つた場合、必要な場合はやはり輸入しなければならないですから、そのときはひとつ国民に食糧の不安を与えないような輸入はやる、こういうような考え方で話していくば、いま強引に直ちに牛肉や柑橘類で言われておるような自由化は私は押してこないと思うわけでございます。また、枠の拡大についていろいろお尋ねがありますが、この枠の拡大についても、枠の拡大を無定見に許すとそこが自由化の突破口になるといふような言い方で、私は今までこの枠の拡大も困るということを言い続けてまいつておるのでござります。ただ、サミットのときにどういうことを

全体いたしまして、今後の転作作物の価格政策をどうするかということでございますが、すでに三年前になりますか、農政審議会から、「八〇年代の農政の基本方向」という中におきまして、「農産物価格の方向」というものにつきまして大きな方向が出されております。かつて農業と非農業の間に大きな所得格差があった時代、三十年代の後半から四十年代にかけてござりますけれども、この間、価格政策は主として所得補償という観点に非常に向けられて重点を置かれて運用されてきました。これは、現状におきましては、御承知のように一般家計につきましても今後必ずしも大きな方向が出されております。かつて農業と非農業の間に大きな所得格差があつた時代、三十年代の後半から四十年代にかけてござりますけれども、この間、価格政策は主として所得補償という観点に非常に向けられて重点を置かれて運用されてきました。これは、現状におきましては、御承知のように一般家計につきましても今後必ずしも大きな方向が出されております。

○武田委員 食糧庁長官に対する質問はできなかつたので、この次に回しますので御了解いただきたいたいと思います。終わらしていただきます。

○山崎委員長 安井吉典君。

○安井委員 金子農林水産大臣のこれまでの御答弁にはかなり失言と思われるような発言があつたので、それは大変遺憾なことだと思います。日本の農業全體が大臣の双肩にかかっているということでひとつお取り組みをいただきたいし、御答弁も願いたいと思います。それを前提にして、弁しようは二、三伺つてまいります。

まず初めに、農産物の自由化の問題です。

のです。だから、私は、一つは今度のサミットの際、もう一つの心配は選挙が終わってからといふう、その段階で枠の拡大というようなことをバーンとやられはしないかという心配をするわけです。そんなことはないと思いますが、大臣、どうですか。

総理が持ち込んでいくだろうかとか、あるいはいかつてグレープフルーツが選挙後輸入の枠が拡大されたとかいう、いろいろな御心配があることを日本政府は当然心得ておりますので、総理にもそういうような態度はおとりにならないよう私どもがいわゆる進言をしていかなければならぬ、このように考えております。

○安井委員 いま御答弁がございましたが、自由化という形で問題が出てくるるというような心配はいまのところはないようでありますけれども、問題は、いま後でおっしゃった枠の拡大なんですよ。どんどん拡大されてしまえば、これは自由化

卷之三

も同じことなんですね。自由化されたって必要な量しか買わないわけですから。したがって、無定期な梓の拡大が進むということでは、これは大変だ。特に、輸入が進めばそれだけこちらの農業はへこむわけですから、いわば向こうからの農業侵略なんですよ。侵略が言葉が悪ければ侵入でもいいですが、いずれにしても、その分だけ日本農業が小さくなるわけですから、したがって、梓を拡大するということに対する心配は、これはもう当然なことだと私は思います。

操業につきましては、北海道沖におきまして、昭和五十五年十一月に日本政府と韓国政府の話し合によりまして、いわゆる韓國漁船の自主規制が行われておるわけでございますが、昨年の末から本年一月にかけまして、韓國漁船は、ただいま室井委員御指摘の襟岬以西海域におきますところの本来禁止区域になつております区域の中で違反操業を行つた事実がございます。

また、わが国の取り締まり船に対しまして毎日正午の位置を通報することに約束上なつておるわけでございますが、昨年の十二月二十六日から本年一月十八日まで、これを行わなかつたという事実がございます。

また、両国の民間団体の取り決めに基づきまして、わが國からの沿岸漁業の漁具の敷設通報を先生方の漁船は受け取ることになつておるわけでござりますけれども、十二月二十六日から一月十三日までこれを受信しようとしないといつたような問題題が起きました。

して、繰り返し韓国水産庁に対しまして規制の徹底遵守方を指導するよう申し入れました。韓国水産庁の方も、これを受けて関係業界を指導いたしております。その結果、現在

在のところはこのような違反がかなりなくなりつあるわけでありまして、平穏になりつつあるという状況でございます。

しかし、なお、われわれといたしましては、この水域で紛争が起ることを防ぐために水産庁の監視船も三杯ほど張りつけておりますし、海上保安庁の巡視船あるいは北海道厅の監視船等も出してまして、全部で八隻ほどこの水域に現在も船を張りつけまして、トラブルの防止に当たっているところでございます。

なお、お尋ねの五十八年一月以降の漁具被害の発生状況でありますが、トータルといたしまして五十五件、千四百五十万八千円でございます。

○安井委員 一月十六日から二十四日ごろだと聞いていますが、北海道の底びき船の網に死んだスル

ケソが八十八トンぐらいかかつたという情報があ

ばならないと思うわけであります。

ります。八十八トンといいますと総水揚げ量の一割ぐらいに当たる大変な量になるわけですが、それは、一たん漁獲したのを腹を割いて卵だけとつて、いわゆるがらを海中に投棄した、こういうわけであります。それが底びき船にひつかつたわけですね。日本の魚船、二千五百隻のうち二千隻

いですね。日本の漁船ですとか、も何もなしにみんな売れるのですから、しかもすぐ近いところに港があるわけですから、すぐ帰れるわけです。だから、日本の漁船がそういうようなことをするとは思えないわけであります。人の国の海の底だからどうなつてもいいというようなことからすれば、どうも韓国側の船ではないかといふ疑惑もある

○金子国務大臣　ただいまいろいろ韓国トロールの日本沿岸における違反操業について物議を醸しております。これは、西日本においてもそれに似たようなことがあるわけでございます。この十日から松浦長官を差し向けてまして、こういった問題について韓国とひとつ嚴重に交渉させたい、この

るわけであります。しかし、これは実態がよくわかりませんが、政府においてはこの事態をどうとらえているのか、あるいはまた韓国側に対してもその辺の調査をしたり対策を要求したことがあるのかどうか、これを伺います。

○松浦政府委員 ただいま先生御指摘のように、

○安井委員 ゼひ当面の問題を処理していただくこと、特に損害をどう処理するかという問題もありますよね。それから、秋の協定切れの段階の話し合いという点について十分御努力をひとつ願つておきたいと思います。

次に、日仏共同漁業協定の問題について語っておきたいと思います。

ことしの一月七日から一月二十二日迄にわたりまして、苦小牧の沖合い海域におきまして、わが国の底びき漁船が八十八トンの身が切られて中の子を出してしまったスケソウダラを水揚げしたという事実がございます。

ただいまおっしゃいましたように、これが果たして韓国船がやつたのであるかどうかということは現在のところ定かではございませんけれども、

みたまといいますが、外務省おいでですね。

この民間漁業協定の問題は、昨年、日本政府が玄峻極団長の入国を拒否するというふうな挙に出たことで、期限切れ前の再交渉ができなかつたわけです。そういうことで、七月一日から無協定状態になつたままになつていて、ところが、日朝議員連盟等の民間における努力で年末には何とか

その疑惑がかなり強いということがあございまして、実は韓国政府に対しましてその調査を依頼して、実態を調べてほしいということを申し入れているところでござります。

○安井委員 調査依頼中だそうですから、その結果を待たざるを得ないわけであります、いたしましても、このような幾つかの事例を取り上げても、長官の方では監視体制を強めていると言われておりますけれども、「層それを強化していく」など必要があるのではないかと思ふし、さらにまた、韓国側に対してモラルとルールをしつかり守れということを明確にしていただかなければ

向こうからの代表団が来てもらえるような状況をようやくつくることができて、政府の方も態度が若干緩和したとでもいいますか、そういうような状況で交渉を進めていたやさき、いわゆる日韓会談、中曾根訪韓が行われたことで、共同声明等でも朝鮮民主主義人民共和国敵視的な、そういうような中身と先方は受けとめたようであります。それが刺激するところになって、その後の交渉が全く行き詰まつてしまっている、こういうわけであります。ですから、私は、これは民間が一生懸命に努力をしていて政府がそれを後ろから崩している、そんな状況にとれててしまうがないわけです。どう

いうふうにお考えですか。

○小倉説明員 お答え申し上げます。

日朝関係に非常に御造詣と御経験の深い安井先生でござりますので、御承知のとおりでござりますが、政府・外務省といたしましては、昨年以来日朝間の民間漁業取り決めというものが残念ながら期限切れのまま今日に至つておるということはきらめて残念なことだというふうに思つております。私どももいたしましては、できるだけ交渉開始

解していただいたとしていたい面があるとしても、これは残念なことでござりますので、環境づくりと申しました場合の一つの考え方といたしましては、やはり我が国の朝鮮半島政策の真意を、直接北朝鮮当局に説明するわけにはまいりませんが、第三者、第三国を通じてよく説明するということでも環境づくりの一環ではないかというふうに考えております。

また、どういう分野でということになりますと、いろいろ御議論はあるうかと思いますが、たゞ

盟においても、あるいは私たち社会党もいろいろな角度から努力は続けているわけでありますけれども、今度共和国側に代表团を日本に送るといふような状況がもしやまくできたとすれば、それが絶対成功させるように政府としては全力を挙げていただけますね。

○小倉説明員　先生おつしやいましたとおり、大使館はもとよりございますが、外務省といったとしても、漁民の方々のいろいろな御苦労、あるいはいま先生が御指摘になりましたような漁期、

けであります。後で訂正のお話が三拜九拜して來たわけですからね。それで、その間違ったものを基礎にして限度数量を決め、乳価を決めた、そういうことをやりになつたのが昭和五十六年度です。昨五十七年度の場合は、今度は政府の乳製品需要と供給の見通しが全く誤つたものになつてしまつたわけです。その誤つた見通しによつて、つまり乳製品はきわめて過剰で、民間も事業団も在庫がたくさんあつてどうしようもないからというので限度数量を据え置き、乳価も、ちよつぴり上げつけられながら、仰耕してあります。こう

やつてまいりたいというふうに思つております。
いま先生御指摘のとおり日朝間には国交がござい
ませんので、政府としまして直接できることには
限度がございますが、やはりできる限り民間同士
の話し合い、いま先生おっしゃいましたように、

○安井委員 日本海マス流し網漁は、南朝鮮の海

私どもとしては、できる限り問題の解決に資する

○石川(弘)政府委員 御指摘の五十七年度の限度数量を定めます際に、私も、畜産振興事業団に比較的過剰な在庫が累積している状態をこのまま放置することにして、結果によって、粗細由

は知らないんだ、こういう態度ではなくて、やはりそういう話しあいができるような環境づくりのためにできることがあればやりたい、こういう気持ちであります。

けですね。ですから、今まで無協定であります

これは政府間の話ではないのですから、農林省は水産大臣が直接どうするというより、むしろ利害

林 直
いうことで、生産者にとつてもなかなか圧迫感が強いということございました。御承知のよう

し、継続されているという協定であるわけです。したがつて、朝鮮側の好意にこたえる努力が日本政府としても必要ではないかと思います。ですから、いま課長からもお話をありましたけれども、もう少しこそを且答するようなことはやるべきでは

（略）

○金子国務大臣 私の方では従来もずっと努力

總量で申しますと、生乳換算で約三十万トン弱、正確には二十九万四千トンという数字で算定

国交がないといつても、知恵を働かすべきではないかと思います。

論を出すとふうことでなければ、私はこれは大変

○安井委員 次に、いよいよ日本の農政は畜産

興事業団の放出量とほぼ等しいわけでもないま

○小倉説明員 環境づくりと申しました場合に、
國交がございませんので、どういうふうなことが
できるか、私どもも知恵をしづらなくてはいけな
いと考えておりますが、いま先生が御指摘になり
ましたように、もし朝鮮民主主義人民共和国、い
わゆる北朝鮮の方に日本政府の対朝鮮半島政策と
いうものについて誤解なりあるいは十分真意を理

具体的な文庫としての上位書籍をばならない段階であろうと思います。日朝議員は

○安井委員 次に、いよいよ日本の農政は畜産季節に入りました。そういうことで、きょうは特に牛乳を中心にして次の段階は伺つていきたと思います。

今日までの過去二年間を振り返つてみますと農水省は昭和五十六年度の場合は民間在庫を〇%も過大に見積もり、国会をだまし、農民をましたというふうにしか受けとめられなかつた

興事業團の放出量とほぼ等しいわけでござります。したがいまして、その見通しの線にほぼ来てゐる私どもは思つてゐるわけでござりますが、先生の御指摘がございました事態と申しますのは、昨年の、特に四月、五月でございますが、加工原料乳の最大の生産地域でございました北海道におきまして、二ヵ月連続して対前年を下回りました。その事態におきま

おるような結果になつて、結局は、最後はバターの緊急輸入三千トン、こうなつてしまつたような印象を私は受けるわけあります。やはり見通しの誤りが混乱の原因ではなかろうか。生産が落ちたこともありますけれども、これは、生産意欲を落とすような限度数量なり乳価の決め方をなさつてゐるわけですから、落ちるのはあたりまえですよ。今日まで低乳価と生産調整で泣きの涙でいる酪農民にとつては、三千トンのバターの輸入というのは青天のへきれきであり、これはもう憤りいっぱいといふ状況があるわけです。この放出にしても、もう少し合理的な方法だとか何かなかつたのですか。

そういう意味では、全体としては当初需給計画表にあつた線を走っているわけでございますが、最初に申し上げましたように、バター、脱粉のアンバランスということから申しますと、脱粉はなお一ヵ月分以上持っておりますが、バターは現在輸入品の三千トンを保有しているだけ。その点におきましては、御指摘のありましたそこまでもう少し正確に見通せなかつたかどうかという話でござりますが、この一年間の中で、いわば今までほとんどバター、脱粉というものは過剰なものだという前提が、そうではなくて、ほどほどの需給のところへ来たのだというところが価格面でもプラスに働いてまいりましたし、それを農民との関係で言いますと納入します価格にもプラスに働いてきた、私はそのように考へておいでござります。

ないわけでございます。私どもはそういう意味では、現在輸入してまで持つておる必要はない、むしろ国内生産が回復して、先ほど申しましたように、北海道は四月から一月までの統計で申しますと対前年比六%の生乳生産増でござりますから、輸入をしてまで持つ必要な品物ではないと考えております。

先ほど、私、民間一ヶ月と申し上げましたが、言ひ間違えました。事業団一ヶ月、民間二ヶ月ぐらいで操作が十分ではなかろうかということでござります。

○安井委員 農水省としては、民間在庫はいまだぐらに押さえていますか。

○石川(弘)政府委員 現在調査中でございますので、正確な数字を申し上げるにはいさきかあれでございますが、一ヶ月の水準よりは若干低いかと思つております。

○安井委員 昨年の一月末の悉皆調査では、脱粉一万八千トンでしたか、バター八千トンといふことで、たしか脱粉の方は一・七ヵ月分、バターは一・五ヵ月分というふうに聞いておりましたが、いつも民間在庫の見積もりで問題が起きたわけですね。ですから、工場を立ち入りをしてでもひとつ徹底的な調査をやつていただく必要があるということ。

それからもう一つは、先ほど倉庫証券はどうだったのかということについてお答えがありませんでしたが、どうですか。

○石川(弘)政府委員 まず倉庫証券でございますが、あれは過剰のときの操作の問題でござりますので、皆無でございます。

それから、御指摘のありました五十六年の事態は、一定の数量の調査をして、それをいわば推測したわけでございます。したがつて、ああいう大きき差が出たということで御迷惑を受けたわけでございますが、昨年度は悉皆調査でございます。悉皆で完全報告させるわけでございますが、御承知のようにこの在庫の見方というもののの中には、いわば問屋さんとかいろいろな段階で持つわけで

ございまして、私どもは一次的なところでとらえますので、その奥行きの深さというものについてはなかなかばかり知れぬところがございます。しかし、これが非常に大事でございますので、私どもは、今回の場合も悉皆調査であると同時に、一月末現在とか二月末現在とか、そういう時点時点で変化をとらえまして調査をするようにいたしております。

○安井委員 昨年は在庫過剰ということで限度数量を決め、乳価を決めたわけであります。いま伺いますと、ことしの乳価を決定する段階では事業団についても民間についても適正在庫に足りないのです。去年と全く状況が違つてゐるわけです。したがつて、去年と同じ論理から言えば当然限度数量をふやさなければいかぬのではないか。特に生産も進んでいるということであるし、さらに、中酪会議の方も生産計画を出していますけれども、そういうふうな計画状況の中にあるし、また、需要も拡大しているというふうなこともありますよね。ですから、限度数量をどうするのか、乳価をどうするのかといふことをいまここではつきりおっしゃるような段階ではないことは私もわかりますし、これはいづれ審議会等の段階で委員会を開いていただきてきっちりしなければいかぬと思ひますけれども、この全体的な動きからすれば、少なくも限度数量だけはふやさなければいかぬということには当然なるのではないですか。どうですか。

○石川(弘)政府委員 限度数量につきまして、この数年とつておりました百九十三万トンという数字にこだわるような事態ではないと考えております。

○安井委員 これから様子を見てにいたしたいと思います。

それから、乳製品が世界的な逼迫状況にあります。製品市場の高値がかなり続いたときもあります。ただ、これはドルの値段の関係があるわけがありますが、その点はどう考えていますか。

○石川(弘)政府委員 乳製品につきましては、世

界的に見ますと、アメリカが過剰在庫を持つておられますし、ECが相当のものを持つておるといふことでございまして、必ずしも不足基調とかいうものではございませんで、むしろ日本と外国との関係で申しますと、円の相場いかんによつては大変入りやすくなるし、そうでない場合はそうでないという関係もございます。したがいまして、私どもは対外的な問題から申しますと、主要製品につきましては事業団の一元輸入ということで遮断をしておるわけでございます。そういう意味で、事業団についても事業団の輸入制度の活用ということで、極力国内の安定生産が保てるようにしていきたいと思つております。

○安井委員 ECでは深刻な経済不況の状況にあるわけだし、また、ECの域内価格がアメリカとの関係の貿易摩擦にもなつてゐるという事情もあるのですけれども、それも見据えながら、約5%の農産物の共通価格の引き上げが提案されているという報道もあります。ECがそうだから日本もということではないかもしませんけれども、域内の農業をしつかり守るという態度がこういうような方向に出でていることも参考にすべきではないかと思ひます。ですから、日本の場合も、乳製品の価格へのね返りだと、いろいろなことがありますけれども、必要な乳価だけはきちっと保証すべきですよ。その点はどうですか。

○石川(弘)政府委員 乳価の算定方式につきましては、御承知のよくな考え方があるわけでございまして、再生産を確保する乳価でなければならぬと私ども思ひます。そこで、考えなければいけませんのは、私ども極力努力をしまして、国内の生産性を上げまして、いわばEC並みと申しますか、土地条件の似通つた地域で行われている農業になるべく早く接近したいと考えておるわけでございます。調製食用油脂とかココア調製品などですけれども、これらがさらによえていて、国会で、おととしでしたか、すいぶん議論して歯どめをかけていたいたはずであります、その歯どめが外れたのか、大幅増を示しておる状況がありますが、これに対するはどうお考えですか。

○石川(弘)政府委員 御指摘のございました擬装乳製品と言われておる部分であります。調製食用油脂とかココア調製品なのですけれども、これらがさらによえていて、だから飲用乳の乱売の問題、これも時間がなくなりましたので後回しにいたしたいと思います。

きょうは気象庁からおいでいただいておりますので、最後に、全世界的な異常気象の統発状況、豪州の干ばつ、それが大火事になつておるとか、その他世界各地での暖冬だと大雨だと異常な寒波とか、いろいろあるわけであります。特に国内では日射量が昨年の十二月以来例年よりも減つておるという観測の結果が伝えられておりますから、資本設備に対する償却その他いろいろ問題がござります。

私どもも、經營がある意味では前向きに前進している事態を見ながら、それから短期的に申しますと、円の相場いかんによつては大変出入りやすくなるし、それでない場合はそうでないという对外的な問題から申しますと、主要製品につきましては事業団の一元輸入ということで遮断をしておるわけでございます。そういう意味で、事業団の輸入制度の活用ということで、極力国内の安定生産が保てるようにしていきたいと思つております。

○安井委員 再生産の確保という言葉については私ども同意見だと思うのですけれども、いつもいろいろなファクターを決めるときに細工をするのですから、答えが先に出てしまつて、何かそれに合わせるような再生産方式、こうなつてしまふわけです。そういうのではなくて、みんなが納得できるような方式で乳価算定をしてほしいと申上げておきたいと思います。

○安井委員 再生産の確保という言葉については私ども同意見だと思うのですけれども、いつもいろいろなファクターを決めるときに細工をするのですから、答えが先に出てしまつて、何かそれに合わせるような再生産方式、こうなつてしまふわけです。そういうのではなくて、みんなが納得できるような方式で乳価算定をしてほしいと申上げておきたいと思います。

ただ、乳製品の輸入が全体的にふえていますね。五年ぶりの増加を示しておるわけです。たしか生乳換算二百四十七万トンぐらいの数字に去年はなるのではないかと思ひます。特にふえているのがバター、脱粉やナチュラルチーズもふえているようであります、これも時間があまりませんので後の問題にいたしますけれども、特に私どもが心配なのは擬装乳製品と言われておる部分であります。調製食用油脂とかココア調製品などですけれども、これらがさらによえていて、だから飲用乳の乱売の問題、これも時間がなくなりましたので後回しにいたしたいと思います。

○安井委員 いざれにいたしましても、乳製品の輸入がふえていることはそれだけ国内生産が抑圧されるということになるわけですから、農民は非常に敏感にそれを受けとめております。したがつて、これらの問題も乳価その他畜産物の決定の段階でさらにお尋ねをしてまいりたいと思ひます。それから飲用乳の乱売の問題、これも時間がなくなりましたので後回しにいたしたいと思います。

きょうは気象庁からおいでいただいておりますので、最後に、全世界的な異常気象の統発状況、豪州の干ばつ、それが大火事になつておるとか、その他世界各地での暖冬だと大雨だと異常な寒波とか、いろいろあるわけであります。特に国内では日射量が昨年の十二月以来例年よりも減つておるという観測の結果が伝えられておりますから、資本設備に対する償却その他いろいろ問題がござります。

私どもも、經營がある意味では前向きに前進している事態を見ながら、それから短期的に申しますと、円の相場いかんによつては大変出入りやすくなるし、それでない場合はそうでないという对外的な問題から申しますと、主要製品につきましては事業団の一元輸入ということで遮断をしておるわけでございます。そういう意味で、事業団の輸入制度の活用ということで、極力国内の安定生産が保てるようにしていきたいと思つております。

いるようあります。それに対して、農作物への影響が非常に心配なわけですが、気象局としてはこの問題をどうとらえておられるか、また、農林水産省とも御連絡があると思うのですが、技術的にもどんな対応を農林水産省としてされるおつもりなのか、両方から伺います。

○駒林説明員 お答え申し上げます。

太陽から直接垂直な面へ到達します太陽の光の量は、御指摘のとおり昨年の秋より減り始めまして、十一月には例年の平均値に比べまして二〇%減っております。しかしながら、青空に浮かぶほこりが反射してくる光の方はかえってふえまして、それらを合わせました全天空から来る光の方はそれほど変化しておりません。いわば秋から冬にかけましては大気が最も透明な季節でありまして、その上空に火山灰があることは、たとえれば真っ白な紙の上に一握りの火鉢の灰をまき散らしたものと同じであろうかと思ひます。それに反しまして、春から夏にかけますと、春は土ぼこり、夏は水蒸気がこもりまして大気全体が不透明になつておりますので、その上空に火山灰が存在することとは、もともと灰色の紙の上に一握りの灰をまき散らしたものと同じであるかと思ひます。

それで、今後の気候の推移でございますが、気象局がすでに発表しております三ヶ月予報によりますと、特に異常はないものと考えております。夏につきましては、三月十日に暖候期予報を発表する予定でございまして、現在作業を進めております。もし火山灰の影響が及ぶようなことがあるならば、それは北極を中心とする極地方の天候に微候が真っ先に検出されるのではないかと思われますので、北極地方を中心とする天候について、特に気象局は注目して監視をしていくたいと思っております。

また、農業に影響があるかどうかにつきましても、関係の機関と連絡を保ちながら監視を強めてまいりたいと考えております。

○小島(和)政府委員 ただいま気象局の方からもお話をございましたように、トータルの日射量と

してはほとんど違ひがない、こういうことでござりますが、農業に与えます影響は日射量のトータルだけではございませんで、そのほか気温の問題ですとか、降雨量の問題でございますとか、あるいは暴風雨の問題でございますとか、さまざまに気象上の変動があるわけでございまして、目下のところ、火山活動による影響というのは余り考えられないような状況でございますが、ことしの夏に向けまして、あらゆる気象変動を想定いたしまして、できるだけその影響を少なからしめるよう最善の努力を尽くしたいと思っておるわけでございます。

これまでいろいろな経験に照らしまして、気象変動の影響を最小限にとどめるためには、何と申しましても、農業の面でのいわば基礎的な技術というものを励行するということにどうも尽きていいようでございまして、水稻の場合で申し上げますならば、危険分散ということも考慮に入れまして、できるだけ特定の品種に偏らないような作付をする。また、植えつけの段階におきますところの苗についても、健苗育成をいたしまして、適期にこれを定着させるということが大事なことでございます。

そのほか、よく言われておりますように、地力増強というような問題、さらには用排水の適正を期すというような問題が特に冷害対策に効果があるように経験的にわかつておりますので、これままで三年続きの冷害に遭いましたような地帯においては、特にこういう基本技術を励行させるということに主眼を置いて指導いたしております。

夏以降のいろいろな気象の変動は、これは今までありました都度、適切な事後措置を指導してまいるつもりでございます。

○安井委員 これはこの間もここでいぶん議論されたそうですが、米のことの端境期がどうなかしいようでございますが、いろいろな気象変動がありました都度、適切な事後措置を指導してまいるつもりでございます。

○金子国務大臣 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案についての概要を御説明申し上げます。

まず第一に、漁船損害等補償制度に、新たに漁船積み荷の不慮の事故による損害をてん補する漁船積荷保険を追加することとしております。

第二に、漁船積荷保険は、漁船保険組合の保険事業及び国の再保険事業により実施することとしております。

第四に、漁船積荷保険の保険料につきまして御説明申し上げます。

第三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五に、漁船保険中央会が、当分の間、漁船積荷保険に関し、補完的に再保険事業を行うことが

あります。政府でも、その点、ぜひ御配慮を願つておきたいと思います。

最後に、農林水産大臣に、畜産の問題でこれらを取り組みの御決意について伺つて終わりたいと思いますが、大臣御就任になって初めて価格問題と取り組まれるのが今度の畜産物の価格の問題です。したがつて、どういうふうなことでこの問題を処理されるのかということについて、皆が注目をしていると思います。臨調行革のいろいろな動きもあるし、また、農政のさまざまな面でも危機が迫つてくるという状況もあります。そういう中で、農民の再生産が十分にでき、もちろんこれは消費者の生活も考えていかなければいけませんが、成長産業と言われている畜産がさらに前進ができるような、そういう仕組みの中で問題と取り組んでいただきなければいけないと思いますが、どうですか。

政府におきましては、このような事情にかんがみ、昭和四十八年以降、漁船積荷保険臨時措置法に基づいて、漁船に積載した積み荷に関する保険事業を試験的に実施してきたところであります。今般、その実績等を踏まえ、本年十月から漁船損害等補償制度の一環として漁船積荷保険を恒久的な制度として確立することとし、この法律案を提出した次第であります。これにより、漁船損害等補償制度は、漁船に関する総合的な保険制度として整備されることとなると考えております。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、漁船損害等補償制度に、新たに漁船積み荷の不慮の事故による損害をてん補する漁船積荷保険を追加することとしております。

第二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第十に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第十一に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第十二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第十三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第十四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第十五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第十六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第十七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第十八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第十九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第二十に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第二十一に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第二十二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第二十三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第二十四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第二十五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第二十六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第二十七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第二十八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第二十九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第三十に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第三十一に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第三十二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第三十三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第三十四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第三十五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第三十六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第三十七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第三十八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第三十九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四十に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四十一に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四十二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四十三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四十四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四十五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四十六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四十七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四十八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第四十九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五十に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五十一に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五十二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五十三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五十四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五十五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五十六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五十七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五十八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第五十九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第六十に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第六十一に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第六十二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第六十三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第六十四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第六十五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第六十六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第六十七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第六十八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第六十九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第七十に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第七十一に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第七十二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第七十三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第七十四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第七十五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第七十六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第七十七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第七十八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第七十九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第八十に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第八十一に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第八十二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第八十三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第八十四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第八十五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第八十六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第八十七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第八十八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第八十九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第九十に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第九十一に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第九十二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第九十三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第九十四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第九十五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第九十六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第九十七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第九十八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第九十九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百一に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百十に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百十一に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百十二に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百十三に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百十四に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百十五に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百十六に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百十七に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百十八に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百十九に、漁船損害等補償組合の漁船積荷保険の引き受けは、漁船保険とあわせて行うこととしております。

第一百二十に、漁船損害等補

できることとしております。

このほか、満期保険の保険料の算出方法の改正等を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決く

ださいますようお願ひ申し上げます。

○山崎委員長 補足説明を聴取いたします。松浦水産庁長官。

○松浦政府委員 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御

説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

まず、漁船積荷保険の本格実施に関する規定について御説明申し上げます。

第一に、漁船積荷保険によつててん補される損害についてあります。

第二に、漁船積荷保険の引き受けの制限についてであります。

漁船積荷保険の引き受けにつきましては、漁船損害等補償制度が漁船保険の保険契約による相互保険組合である漁船保険組合を基盤として成立しておりますことから、普通保険の申込人があわせて申し込む場合等でなければ組合は引き受けることができないこととしております。

第三に、漁船積荷保険の実施機構についてであります。漁船積荷保険は、漁船保険組合が元受けを行い、政府が再保険を行なうことをいたしており、漁業者と漁船保険組合との間に保険関係が成立したときは、これによつて当該保険組合と政府との間には組合の保険責任の一部を再保険する再保険関係が当然成立することとしております。

第四に、保険料の国庫負担についてであります。

普通保険の保険料の一部につき国庫負担をしている漁船に関し、漁船積荷保険が成立した場合には、漁船積荷保険についても新たに純保険料の国庫負担を行うことといたします。

第五に、漁船保険中央会の補完再保険事業についてであります。

漁船積荷保険は、現在のところ加入隻数が十分多くないので、漁船保険組合の段階では十分に危険分散をすることができないおそれがあります。

このため、当分の間、漁船保険中央会が組合の保険責任について補完再保険事業を実施できることとしております。

次に、他の保険の仕組みの改善について御説明申し上げます。

第一は、満期保険の保険料算出方法の改正であります。満期保険の保険料率のうち損害保険料に対応する部分については、従来は契約時点の普通損害保険の純保険料を適用しておりますが、これを毎年保険料期間の開始時における普通損害保険の純保険料率を適用することとしております。

第二は、漁船船主責任保険の改正であります。船主責任保険法の改正による責任限度額の引き上げ等に伴い、漁船船主責任保険の保険金額を引き上げることとしておりますが、この場合に衝突損害のうち船価を超過する部分については、これを一般損害のてん補区分でてん補できるよう法律の規定を改めることとしております。

なお、このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上をもちまして漁船損害等補償法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○山崎委員長 次に、内閣提出、原材料の供給事

改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。金子農林水産大臣。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改

正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

一方、我が国近海で漁獲されるイワシ等多獲性魚の生産量は、今後とも高水準で推移することが見込まれ、その食用加工を促進することは、食用水産加工品の安定的供給の確保を図る上で、ますます重要になってきております。

このような水産加工原料の供給事情にかんがみ、引き続き水産加工施設の改良等に必要な資金の貸し付けを行うこととするため、この臨時措置法の有効期限を五年延長し、昭和六十二年度末までとすることとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び改正内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いた

ださいますようお願ひ申し上げます。

○山崎委員長 次に、内閣提出、原材料の供給事

関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたしました。金子農林水産大臣。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改

正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

一方、我が国近海で漁獲されるイワシ等多獲性魚の生産量は、今後とも高水準で推移することが見込まれ、その食用加工を促進することは、食用水産加工品の安定的供給の確保を図る上で、ますます重要になってきております。

このような水産加工原料の供給事情にかんがみ、引き続き水産加工施設の改良等に必要な資金の貸し付けを行うこととするため、この臨時措置法の有効期限を五年延長し、昭和六十二年度末までとすることとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び改正内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いた

ださいますようお願ひ申し上げます。

○山崎委員長 次に、内閣提出、原材料の供給事

可欠な水産物の供給を確保していくため、水産資源の維持培養、漁業経営の維持安定等のための諸施策を強力に推進しているところであります。これとあわせて、水産業協同組合の機能を拡充強化し、その健全な発達を図ることが緊要となつております。

こうした状況に対処するため、共済事業制度の整備改善を図り、水産業協同組合の系統組織により、共済事業を組織的に推進することができるようとするとともに、内国為替取引に係る員外利用制限の緩和、内部監査体制の充実等を図ることとして、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の事業の種類に、組合員の共済に関する事業を追加するとともに、新たに、共済水産業協同組合連合会を設立することができることとしております。

また、これに関連し、水産業協同組合共済会に関する規定を削除し、現に存する水産業協同組合共済会は、共済水産業協同組合連合会に組織変更できるようになります。

第二に、信用事業を行う漁業協同組合等の内国外替取引について、員外利用制限を受けずに行うことができるとしております。

第三に、会員の監査の事業を行なう漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会は、監査規程を定めるとともに、監査事業には、所定の資格を有する者を従事させなければならないこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○山崎委員長 補足説明を聴取いたしました。松浦

水産厅長官。

○松浦政府委員 水産業協同組合法の一部を改正

する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、組合員等に関する共済事業制度の整備改善についてであります。全国を地区とする水産業協同組合共済会の事業として実施されてきたところであります。近年、漁業協同組合及び水産加工業協同組合において事業の実施体制が整備されてきたことに伴い、農業協同組合と同様に、組合員に出資をさせる漁業協同組合及び水産加工業協同組合の事業とすることとしております。

これに伴い、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の行う共済事業につき、共済規程の設定、責任準備金の積み立て等について、所要の規定を設けたこととしております。

次に、漁業協同組合、水産加工業協同組合等は、共済水産業協同組合連合会を設立することができるものとしております。この共済水産業協同組合連合会は、当該連合会を直接または間接に構成する者の共済に関する事業を行うことができるものとしております。なお、この制度は、農業協同組合における制度に準じたものであります。

第二に、信用事業を行う漁業協同組合等が、内国為替取引について、員外利用制限を受けずに行なうことができるものとすることであります。

近年における内国為替取引の取扱量の増大等にかかるが、漁業協同組合等が、その迅速かつ円滑な処理を行うことができるようにするものであります。

第三に、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の行う監査事業の整備改善を行なうこ

とであります。

近年、水産業協同組合の事業が拡大し、また、多様化が進んできていることから、これに対処して、その事業が一層適正に行われるよう、系統組織における内部監査体制の整備を図ろうとするものであります。

まず、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会が、会員たる水産業協同組合の監査の事業を行おうとするときは、監査規程には、監査の要ととしております。この監査規程には、監査の要領及びその実施の方法並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を記載しなければならないものとしております。また、監査事業には、省令で定める資格を有する者である役員または職員を従事させなければならないものとしております。

なお、このほか、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上をもちまして水産業協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わりました。

○山崎委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明三日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十二分散会

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のよう改訂する。

目次中「第四節 漁船乗組船主保険（第百二十一条—第一百二十六条）」を「第五節 漁船乗組船主保険（第一百二十二条—第一百二十六条）」に改め（第一百二十六条の二—第一百二十六条の六）に改め。

第一条中「防止する」を「防止し、並びに漁船

に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんする」に改める。

第二条第一号中「及び漁船乗組船主保険事業」を「漁船乗組船主保険事業及び漁船積荷保険事業」に改め、同条第三号中「及び前号の」を「前号の」に改め、「に係る再保險事業」の下に「及び漁船積荷保険再保險事業」を加える。

第三条に次の一項を加える。

7 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の省令で定める物（以下「漁船積荷」という。）を保険の目的として、滅失、流失、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。）により生じた損害をてん補する相互保険であつて、この法律により行なうものという。

第二十一条第一項第七号中「及び漁船乗組船主保険」を「漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険」に改める。

第九十四条、第九十五条第一項及び第九十六条中「又は漁船乗組船主保険」を「漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険」に改める。

第九十七条中「又は漁船船主責任保険」を「漁船船主責任保険」に改め、「に伴つて事故が発生したとき」の下に「又は漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき事故が発生したとき」を加える。

第九十八条第一項中「種類等」の下に「漁船積荷保険にあつては、当該漁船に積載した漁船積荷の管理方法等を含む。」を加え、同条第二項中「その構造」を「その構造」に改め、「増加する場合」の下に「又は当該漁船に積載した漁船積荷の危険がその管理方法等の重大な変更により著しく増加する場合」を加える。

第九十九条の見出し中「漁船」を「漁船等」に改め、同条中「漁船」の下に「又は当該漁船に積載した漁船積荷の管理方法等」を加える。

第一百零三条中「又は漁船船主責任保険」を「漁船船主責任保険又は漁船積荷保険」に、「又はその運航」を「若しくはその運航又は保険の目的た

る漁船積荷」に改める。

第一百三條中「並びに漁船乗組船主保険事業」を

「業」に改める。

第一百十三条の十一第二項中「組合が当該満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任」を

「当該満期保険の各保険料期間」に改める。

第三章に次の二節を加える。

第五節

第一百二十六条の二 漁船積荷保険の被保険者たる

とする者は、准

(組合のてん補責任) 第百二十六条の三　組合は、漁船賃荷保険の保険

第百二十九回 漁船積荷保険事故の目的たる漁船積荷につき、漁船積荷保険事故によつて生じた損害をてん補する。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に

関して必要な事項は、省令で定める。

(保険関係の沿革)
第一百二十六条の四 漁船積荷保険の保険関係は、

当該漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷

を積載した漁船を保険の目的とする普通保険の保険料率が当歳（ニニニ）は、消滅する。アーティ

の保険關係が消滅したときは、
該普通保険の保険關係の當事者たる組合
は、
消滅する
から

及び組合員の間に当該漁船につき当該普通保険

の保険期間の終了日の翌日を保険期間の開始日

とする普通保険の保険関係が成立したときはこの限りでない。

前項の場合には、第一百二十条第三項の規定を

準用する。

(委付の原因) 第百一十六条の五 次の場合は、被保険者は、

第三百二十九条の五 次の場合は、船舶積荷の保険の目的たる船舶積荷を組合

に委付して保険金の支払を請求することができ

魚の賣物を賣成へて魚の出で毛皮へなつた。

二一
漁船積荷を積載した漁船が沈没したとき
漁船積荷を積載した漁船の行方が知れなく

三 漁船積荷を積載した漁船が修繕することが
なつたとき。

できなくなつたときは、漁船積荷が漁獲物その他の省令で定める物であるときは、当該漁船積荷を陸揚予定港に運搬することができなくなつたときに限る。」
前項の第三号の規定に該当する場合について
は、省令で定める。

一項中「漁船」とあるのは「漁船に積載した漁船積荷」と、「漁船船主責任保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、商法第六百六十三条中「保険料支払ノ義務」とあるのは「保険料支払ノ義務及ビ追徴金支払ノ義務」と、同法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間」と、同条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及ビ第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第二百二十六条の五第一項第一号及び第三号」と読み替えるものとする。

〔百三十八条の十二〕中「漁船保険事業」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

〔百三十八条の十三〕第一項中「漁船保険」の下に「又は漁船積荷保険」を加える。

〔百三十八条の十四〕第一項中「及び特殊保険」を「、特殊保険及び漁船積荷保険」に改める。

〔百三十九条の十五〕第二項中「組合が当該満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任」を「当該満期保険の各保険料期間」に改め、同条に次の一項を加える。

5 漁船積荷保険に係る再保険料率は、政府の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される率とする。

〔百三十九条の十六〕第一項中「〔百十三条の十六第三項〕」の下に「及び〔百二十六条の六〕」を加え、「又は〔百十三条の十六第一項若しくは第二項〕」を「、〔百十三条の十六第一項若しくは第二項又は〔百二十六条の四〕第二項において準用する第二百二十条第三項〕」に改める。

〔百三十九条の十八〕第一号中「又は特殊保険」を「、特殊保険又は漁船積荷保険」に改める。

〔百三十九条の十九〕第一項中「漁船保険」の下に「若しくは漁船積荷保険」を加え、同条第二項中「漁船保険」の下に「又は漁船積荷保険」を加え。

三百三十九条第一項第二号中「上欄」を「第一欄」に改め、同条第二項
欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、同条第三項
第一号中「による損害」の下に「対象漁船の価額
を超える部分を除く。」を加え、「上欄」を「第一
欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、同項第二号
中「上欄」を「第一欄」に、「下欄」を「第三欄」
に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に
改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に
次の一項を加える。

3 国庫は、対象漁船に積載した漁船積荷を保険
の目的とする漁船積荷保険について、組合員が
支払うべき当該保険の純保険料のうち、当該純
保険料に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、
それぞれ同表の第四欄に掲げる割合を乗じて得
た額に相当する額を負担する。

第一百三十九条の二第一項中「又は漁船主責任
保険」を「漁船船主責任保険又は漁船積荷保険」
に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第
四項」に改める。

第一百四十条第一項中「及び第二項並びに」を「か
ら第三項まで及び」に改める。

第一百四十二条第一項中「第一百二十二条」の下に
「及び第一百二十六条の六」を加える。

附則第五項中「漁船船主責任保険事業」の下に
「及び漁船積荷保険事業」を加え、「補完再保険事
業」を「漁船船主責任保険補完再保険事業」に改
め、「とく」と「」の下に「及び組合が漁船積荷保険
によって被保険者に対して負う保険責任のうち漁
船積荷保険再保険事業によつては再保険されない
部分を再保険する事業（以下「漁船積荷保険補完
再保険事業」という。）」を加え、附則第六項中「補
完再保険事業」を「漁船船主責任保険補完再保険
事業又は漁船積荷保険補完再保険事業」に、「特別
の」を「それぞれ特別の」に改め、附則第七項及
び第八項中「補完再保険事業」を「漁船船主責任
保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険
事業」に改める。

<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五十八年十月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条第一項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(漁船積荷保険臨時措置法の失効)</p> <p>第二条 漁船積荷保険臨時措置法（昭和四十八年法律第五十六号。以下「臨時措置法」という。）は、昭和五十八年九月三十日限り、その効力を失う。</p> <p>(漁船積荷保険臨時措置法の失効に伴う経過措置)</p> <p>第三条 臨時措置法の失効の際現に存する臨時措置法に基づく漁船積荷保険の保険契約並びに当該保険契約に係る保険事業、再保険契約及び再保険事業については、臨時措置法の失効後も、なお従前の例による。</p> <p>失効前の臨時措置法第十七条の規定により区分して経理された漁船保険中央会の漁船積荷保険に係る再保険事業に関する権利義務は、改正後の漁船損害等補償法（以下「新法」という。）別則第六項の規定により漁船積荷保険補完再保險事業に係る経理についての特別の勘定が設けられたときは、当該特別の勘定に帰属するものとする。</p> <p>3 漁船保険中央会は、前項の規定により同項に規定する権利義務が特別の勘定に帰属したときは、第一項の規定にかかるわらず、失効前の臨時措置法の規定に基づく漁船積荷保険に係る再保険事業に係る経理についての特別の勘定が設けられたときは、当該特別の勘定に帰属するものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>百分の三十五</td> <td>百分の三十五</td> <td>百分の二十</td> </tr> <tr> <td>百分の三十五</td> <td>百分の三十</td> <td>百分の二十</td> </tr> <tr> <td>百分の二十</td> <td>百分の二十</td> <td>百分の十五</td> </tr> <tr> <td>百分の十五</td> <td>百分の十</td> <td></td> </tr> </table> <p>別表中</p> <p>(漁船乗組員賃給と保険法の一部改正)</p> <p>第三条中「及漁船船主責任保険再保険事業」を「漁船保険」に、「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改める。</p> <p>改正後の漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の規定は、昭和五十八年度の予算から適用する。</p> <p>第七条 漁船乗組員賃給と保険法（昭和二十七年法律第二百二十二号）の一部を次のよう改訂する。</p> <p>第三十五条中「漁船保険」を「漁船保険又は漁船積荷保険」に改める。</p> <p>第八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のよう改訂する。</p> <p>別表第一第一号中「漁船損害補償法」を「漁船損害等補償法」に改める。</p> <p>（法人税法の一部改正）</p> <p>第九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のよう改訂する。</p> <p>第十一条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第一百五十三号）の一部を次のよう改訂する。</p> <p>第四条第六十六号中「漁船船主責任保険再保険事業」の下に「漁船積荷保険」を加え</p>	百分の三十五	百分の三十五	百分の二十	百分の三十五	百分の三十	百分の二十	百分の二十	百分の二十	百分の十五	百分の十五	百分の十		<p>り当該権利義務が帰属した特別の勘定において整理しなければならない。</p> <p>(満期保険に関する経過措置)</p> <p>第四条 新法第一百三十三条の十一第二項及び第一百三十八条の十五第二項の規定は、その保険期間の開始日がこの法律の施行の日以後の日である満期保険の保険契約について適用し、その保険期間の開始日がこの法律の施行の日前の日である満期保険の保険契約については、なお従前の例による。ただし、当該保険契約について新法第一百三十三条の十一第二項の規定の適用を受けた旨保険契約から申出があつたときは、当該申出に係る保険契約については、当該申出のあつた日を含む保険料期間から、同項及び第一百三十八条の十五第二項の規定を適用する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第五条 臨時措置法の失効前にした臨時措置法に違反する行為及び附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる保険事業又は再保険事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正)</p> <p>第六条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のよう改訂する。</p>
百分の三十五	百分の三十五	百分の二十												
百分の三十五	百分の三十	百分の二十												
百分の二十	百分の二十	百分の十五												
百分の十五	百分の十													

項第二号又は第一百条の二第一項第一号に、「行なう」を「行う」に改め、「又は共済会」を削り、「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第四項中「又是共済会」を削る。

第一百二十三条の二中「第十一条第一項第二号」の下に「若しくは第八号の二」を加え、「第九十七条第一項第二号」を「第六号の二」、「第九十七条第一項第二号又は第一百条の二第一項第一号」に、「行なう」を「行う」に改め、「又は共済会」及び「若しくは共済会」を削り、「内国為替取引規程若しくは共済規程」を「共済規程若しくは内国為替取引規程」に改める。

第一百二十四条第一項中「行なつた」を「行つた」に、「内国為替取引規程若しくは共済規程」を「共済規程若しくは内国為替取引規程」に改め、同条第三項中「内国為替取引規程又は共済規程」を「共済規程又は内国為替取引規程」に改め、「又は第一百条の十第一項」を削る。

第一百二十五条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「第一百条の六第二項」を「第一百条の三第三号若しくは第四号」に、「基いて」を「基づいて」に、「取消」を「取消し」に改める。

第一百二十六条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「及び第一百条第二項」を「第一百条第二項及び第一百条の六第二項」に改める。

第一百二十七条第一項中「第一百条の十四第五項」を「第一百条の六第五項」に、「こえる」を「超える」に改める。

第一百二十八条第一項中「如何なる」を「いかなる」に、「貸付」を「貸付け」に、「又は投機取引」を「又は投機取引」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

第一百二十九条第一項中「本条」を「この条」に、「本法」を「この法律」に、「三十万円」を「十万円」に改める。

第一百三十条中「三万円」を「十万円」に改め、

同条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十一条第三項ただし書、第八十七条第三項ただし書、第九十三条第二項ただし書、第九十七条第二項ただし書又は第一百条の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

二 第一百三十条中第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十五条の二第二項若しくは第十五条の三（これらの規定を第九十六条第一項及び第二号の二第二項において準用する場合を含む）、第十五条の四（第九十六条第一項において準用する場合を含む）又は第十五条の二第二項（これららの規定を第十五条の二第二項及び第二号の二第二項において準用する場合を含む）、第十五条の五（第九十六条第一項において準用する場合を含む）の規定に違反したとき。

二 第一百三十条中「及び第一百条第三項」を「、第一百条第三項及び第一百条の六第三項」に改め、同条第十三号中「第一百条の十四第五項」を「第一百条の六第五項」に改め、同条第十四号中「以上の各規定」を「これらの規定」に、「第一百条の十四第五項」を「第一百条の六第五項」に改め、同条第十五号中「又は第一百条の十四第五項」を「及び第一百条の六第五項」に改め、同条第十六号中「又は第一百条の十四第五項」を「及び第一百条の六第五項」に改め、同条第十七号中「民法第七十九条の規定に違反して同項の」を「民法第七十九条の規定に違反して同項の」に、「本条」を「この条」に改め、同条第十八号中「民法第七十九条第一項の」に改め、同条第十九号から第二十一号までを削り、第二十二号を第十九号とし、第二十三号を第二十号とし、同条に次の一項を加える。

二 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七条第一項第八号又は第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は盜用したときは、これを十円以下以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

二 第百三十一条中「第十三条第二項」を「又は第十三条第二項」に改め、「及び第一百条の三第二項」を削り、「一円」を「五万円」に改める。

二の二 附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（名称の使用制限に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現にその名称中に共通する者については、この法律による改正後の水産業協同組合法（以下「新法」という。）第三条第二項の規定は、この法律による改正前の水産業協同組合法（以下「旧法人」という。）については、この法律による改正前の水産業協同組合法（以下「旧法人」という。）は、当該旧法人が存する間、なおその効力を有する。
（現存する水産業協同組合共済会）
第三条 この法律の施行の際現に存する水産業協同組合共済会（以下「旧法人」という。）については、この法律による改正前の水産業協同組合法（以下「旧法人」という。）は、当該旧法人が存する間、なおその効力を有する。
（新法第六十四条、第六十五条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第一百二十七条の規定による組織変更）
第四条 旧法人は、前条第二項の期間内に、総会の議決を経て、その組織を変更し、共済水産業協同組合連合会（以下「新法人」という。）となることができる。
（新法第六十四条、第六十五条並びに第一百二十七条の規定による組織変更）
第五条 旧法人は、前項の議決権の三分の二以上（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。
（新法第六十四条、第六十五条並びに第一百二十七条の規定による組織変更）
第六条 旧法人は、前項の議決権の三分の二以上（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。
（新法第六十四条、第六十五条並びに第一百二十七条の規定による組織変更）
第七条 旧法人は、前項の議決権の三分の二以上（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

二の三 第一百三十条中「及び第一百条第三項」を「、第一百条第三項及び第一百条の六第三項」に改め、同条第十号中「又は第五十四条第二項」を「及び第一百条第三項」に改め、同条第十一号中「又は第五十四条第二項」に改め、「第一百条第三項及び第一百条の六第三項」を「、第一百条第三項及び第一百条の六第三項」に改め、「第一百条第三項」の下に「及び第一百条の六第五項」を加え、同条第十一号を次のように改める。

二の四 第五十五条第一項、第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む）、第五十五条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第一百二十七条の規定による組織変更について、新法第六十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による引渡を受けたとき」とあるのは「水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第号）附則第四条第五項の認可を受けなければならぬ。

二の五 第一項の規定による組織変更については、新法第六十六条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による引渡を受けたとき」とあるのは「水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第号）附則第四条第五項の認可を受けなければならぬ。

可があったとき」と、同条第三項中「組合成立」

とあるのは「主たる事務所の所在地における水

産業協同組合法の一部を改正する法律附則第五

条第一項の新法人についての登記」と読み替え

るものとする。

8 第一項の規定による組織変更は、主たる事務

所の所在地において次条第一項の規定による登

記をすることによってその効力を生ずる。

(登記)

第五条 新法人は、出資の第一回の払込みがあつ

た日から、主たる事務所の所在地においては二

週間以内に、従たる事務所の所在地においては

三週間以内に、旧法人については新法第一百六条

の登記を、新法人については新法第一百一条第二

項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、旧法人についてする登

記については新法第一百十五条第一項及び第一百二

十一条の規定を、新法人についてする登記につ

いては新法第一百十一条第一項及び第一百二十二条

の規定を準用する。この場合において、同条中

「第七十条」とあるのは、「第七十条、第七十一

条、第七十三条第一項及び第三項」と読み替える

ものとする。

(旧法に基づく処分等に関する経過措置)
第六条 旧法の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によりされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前（旧法人については、附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法の失効前）にした行為

に対する罰則の適用については、この法律の施行後（旧法人については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法の失効後）も、なお従前の例による。

（農林中央金庫法の一部改正）
第八条 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「水産業協同組合共済会」を

「共済水産業協同組合連合会」に改める。

（地方税法の一部改正）

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第七号中「水産業

協同組合共済会」を「共済水産業協同組合連合会」に改める。

第三百四十八条第四項中「中央会及び水産業協同組合共済会」を「及び中央会」に改める。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第十一条 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「漁業生産組合」の下に
別表第三中

漁業協同組合	漁業生産組合
（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）	（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）

水産業協同組合法
(昭和二十三年法律第二百四十一号)

漁業協同組合	漁業生産組合
（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）	（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）

水産業協同組合法
(昭和二十三年法律第二百四十一号)

共済水産業協同組合連合会	漁業協同組合
（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）	（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）

水産業協同組合法
(昭和二十四年法律第二百四十一号)

共済水産業協同組合連合会	漁業協同組合
（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）	（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）

水産業協同組合法
(昭和二十四年法律第二百四十一号)

「及び共済水産業協同組合連合会」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一條 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の四第一項第六号を次のように改

める。

六 共済水産業協同組合連合会 水産業協同組

合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第

百条の六第一項において準用する同法第十五

条の三

（法人税法の一部改正）

第十一條 法人税法（昭和四十年法律第三十四

号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「漁業生産組合」の下に
を

漁業協同組合	漁業生産組合
（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）	（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）

水産業協同組合法
(昭和二十四年法律第二百四十一号)

漁業協同組合	漁業生産組合
（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）	（当該組合員に従事する事業に従事する組合員に對する賃金、賞金、支給するものを除く。）

水産業協同組合法
(昭和二十四年法律第二百四十一号)

律の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

最近における社会経済事情の変化に対応して、水産業協同組合の健全な発達を図るために、漁業協同組合等が共済事業を行うことができるることとともに共済水産業協同組合連合会を設立することとし、水産業協同組合の行う内国為替取引事業に係る組合員以外の者の利用の制限を緩和し、及び漁業協同組合連合会等の行う監査事業を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（関係法律の改正に伴う経過措置）

法、地方税法、租税特別措置法及び法人税法の規定にかかわらず、旧法人に対するこれらの法

昭和五十八年三月十七日印刷

昭和五十八年三月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K